

里 庄 町
国土強靱化地域計画

2026（令和 8）年 月

里 庄 町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
基本的な方針	1
特に配慮すべき事項	4
第2章 想定される災害リスク	5
地域特性	5
想定される災害リスク	7
第3章 脆弱性評価	10
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	11
脆弱性評価	11
第4章 国土強靱化の推進方針	13
施策分野の設定	13
脆弱性の評価と推進方針	17
第5章 計画の推進	61
施策の重点化	61
施策の推進とP D C Aサイクル	62
【別紙】 個別事業一覧（具体的な取組）	63

第1章 基本的な考え方

基本的な方針

(1) 計画の趣旨

わが国は、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨による災害、令和元年東日本台風による災害等の大規模自然災害を数多く経験してきた。本町でも地震災害はもとより、大型台風や集中豪雨による風水害など、災害への備えが重要な課題となっている。

これらの経験を踏まえて、まずは人命を守り、致命的な被害等を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平常時から構築しておくことが重要とされ、国は、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定した。その後に発生した災害教訓を踏まえ、平成 30 年 12 月に国土強靱化基本計画の見直しが行われた。

さらに、令和 5 年 6 月に、国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とする改正国土強靱化基本法が可決・成立した。これにより、継続的かつ安定的に国土強靱化の取組を進めることが可能となるとともに、令和 5 年 7 月には、新たな国土強靱化基本計画が策定され、デジタル新技術の活用や地域における防災力の一層の強化が新たな重点項目となり、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をより一層推進していく方針がより明確化された。

国土強靱化を**実効性**あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。岡山県においては、平成 28 年 2 月に「岡山県国土強靱化地域計画」を策定し、その後の動向を踏まえて令和 3 年 2 月、令和 7 年 2 月に改定版を策定した。

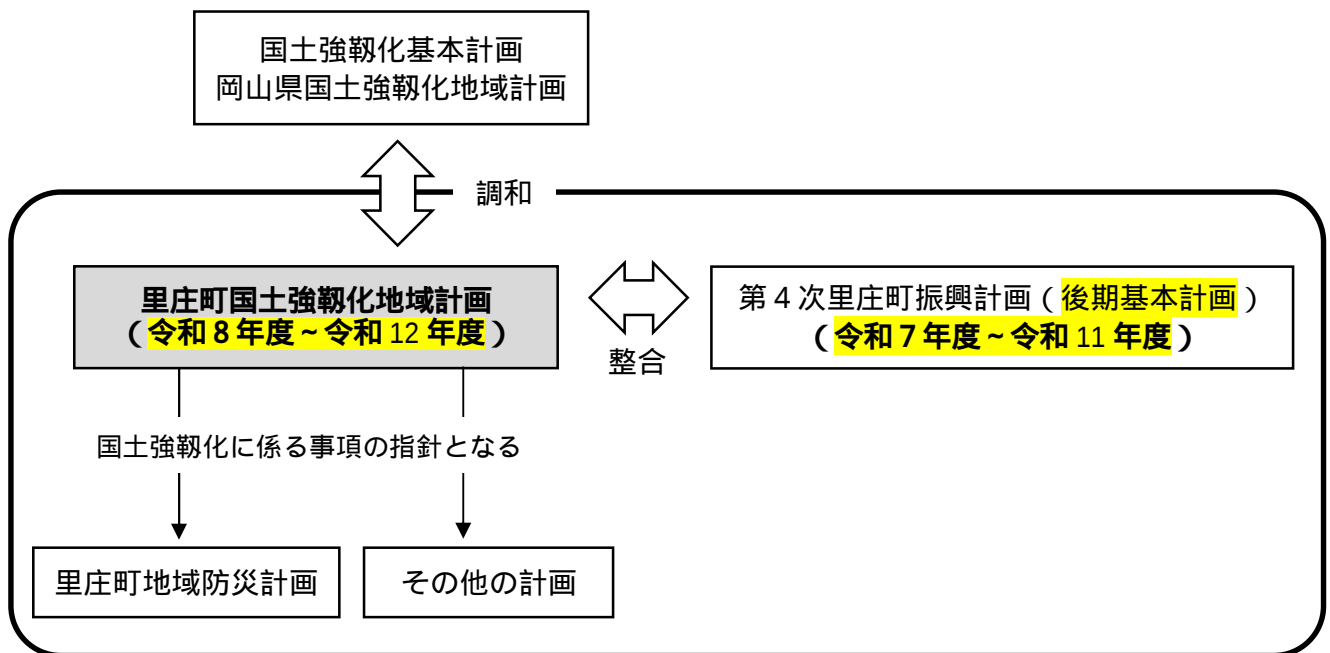
本町においても、今後、発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震やこれまで経験したことのない大規模自然災害等に対し「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「安心・安全な地域・経済社会の構築」を目指した「里庄町国土強靱化地域計画」を令和 3 年 3 月に策定し、関係機関及び住民との協働により、強靱な地域づくりを推進している。

なお、今回の改訂では、国や県の改訂内容をふまえ、里庄町国土強靱化地域計画の見直しを行い、計画期間を令和 8 年度から令和 12 年度としている。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に関する町の計画等の指針となるべきものとして策定する。

なお、策定にあたっては、国の「国土強靱化基本計画」及び「岡山県国土強靱化地域計画」との調和を確保し、「第4次里庄町振興計画（後期基本計画）」との整合を図るものとする。



(3) 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも次の事項を基本目標とする。

人命の保護が最大限図られる

社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧・復興

(4) 対象とする災害（リスク）

町に影響を及ぼす災害（リスク）としては、幅広い事象が想定されるが、南海トラフ巨大地震や長者ヶ原 - 芳井断層などによる地震災害、大型台風や集中豪雨等による河川氾濫等が想定されている。

国の基本計画が大規模自然災害を対象としていること、「岡山県国土強靱化地域計画」においても大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とする。

(5) 計画の期間

本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにするため、「第4次里庄町振興計画（後期基本計画）」との整合を図り、令和12（2030）年度までを見据えて策定することとする。

また、今後の社会経済情勢等の変化や関連施策の推進状況等を踏まえつつ、概ね5年ごとに見直すこととする。ただし、毎年度の施策の進捗状況等により必要に応じて変更の検討を行う。

特に配慮すべき事項

(3) に掲げた 4 つの基本目標を達成し、本町の安全安心を確保するため、次の点について、特に配慮しながら取り組む。

(1) 住民等の主体的な参画

住民、事業者等と、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を共有し、国、県、町、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、本町まちづくりの柱のひとつである「地域資源を活かした自主・自立のまちづくり」を念頭に、それぞれが主体的に行動し、取組を推進する。

(2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせる等、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用等、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れることとする。

(3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進める。

特に、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践により、効率的・効果的な維持管理を進める。

(4) 広域連携の取組

大規模災害発生時には本町だけでは対応が困難な状況が想定されることから、県と連携を図りつつ、自治体間の連携や、民間団体等との災害協定の締結等、広域的な連携の取組を進める。

第2章 想定される災害リスク

地域特性

(1) 地理的条件

本町は、岡山県の南西部に位置しており、東は浅口市、西は笠岡市に隣接し、東西 4.4km、南北 2.2km の町である。北部には虚空蔵山、南部には毛野無羅山があり、これら山地の間に東西に低地が広がっている。河川は東の浅口市へ流れる里見川水系と、西の笠岡市へ流れる今立川水系がある。

交通面では、国道2号と並行して山陽本線が通っており、その沿線には比較的人口密度が高い市街地エリアが広がっている。

本町の気候は、南の四国山脈、北の中国山脈との間に位置することもあり、気象庁笠岡観測所における 2020 年～2024 年（5 年間）の年間平均気温は 16.6 、年間平均降水量は 1,088.3 mm である。雨量の多い時期は主に梅雨前線の活動が活発になる梅雨時で、降雪は少なく、温暖少雨の典型的な瀬戸内海式気候を示し、台風・地震の被害も比較的小さい方である。



出典：「町勢要覧 2025」

(2) 社会的条件

町の人口は、昭和 60 年 10 月 1 日時点で 9,975 人であったが、令和 2 年 10 月 1 日時点で 10,950 人と増加し、令和 7 年 10 月 1 日時点で 10,435 人と減少に転じている。なお、本町でも 65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くことが予想される。

想定される災害リスク

(1) 災害履歴

地震災害

岡山県に被害を及ぼした主な地震を表 2.2.1 に示す。

里庄町全域において地震被害はないが、近年の県内の被害としては、平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震において被害を受けているほか、平成 28 年（2016 年）の鳥取県中部を震源とする地震によっても被害が発生している。

表 2.2.1 岡山県に被害を及ぼした主な地震

発生年月日	震央（地震の名称）	マグニ チュード	震度	岡山県内の主な被害
明治 38 年（1905 年） 6 月 2 日	安芸灘 （芸予地震）	6.7	岡山 4	被害なし
明治 42 年（1909 年） 8 月 14 日	滋賀県北東部 （姉川地震）	6.8	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし
明治 42 年（1909 年） 11 月 10 日	宮崎県西部	7.6	岡山 5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者 2 人、建物全・半壊 6 戸、ひさ し・壁破損 29 戸等
昭和 2 年（1927 年） 3 月 7 日	京都府北部 （北丹後地震）	7.3	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜 落 20 数件煉瓦煙突の上部破損（上道 郡平井村）
昭和 5 年（1930 年） 12 月 21 日	広島県北部	5.9	岡山 3 津山 5	県内被害なし
昭和 9 年（1934 年） 1 月 9 日	徳島県北部	5.6	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬 町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊し た程度で県下全般に大きな被害なし
昭和 13 年（1938 年） 1 月 2 日	広島県北部	5.5	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石 40～50 個落 下貨車・家屋破損下熊谷の小貯水池 堤防決壊
昭和 18 年（1943 年） 9 月 10 日	鳥取県東部 （鳥取地震）	7.2	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、 がけ崩れ、地割れ、落石等あり（被 害については、どちらの地震による か判別できない）
昭和 18 年（1943 年） 9 月 10 日	鳥取県中部 （鳥取地震余震）	6.0	岡山 4 津山 2	
昭和 21 年（1946 年） 12 月 21 日	和歌山県南方沖 （南海地震）	8.0	岡山 4 津山 3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下 流域の新生地の被害が甚大であった 死者 52 人、負傷者 157 人、建物全壊 1,200 戸、建物半壊 2,346 戸 その他堤防・道路の損壊多し 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほ とんど破壊された
昭和 27 年（1952 年） 7 月 18 日	奈良県 （吉野地震）	6.7	岡山 4 津山 3	県内被害なし
昭和 43 年（1968 年） 8 月 6 日	豊後水道	6.6	岡山 4 津山 3 玉野 4	県内被害なし
平成 7 年（1995 年） 1 月 17 日	大阪湾 【平成 7 年（1995 年） 兵庫県南部地震】	7.3	岡山 4 津山 4	負傷者 1 人

発生年月日	震央（地震の名称）	マグニ チュード	震度	岡山県内の主な被害
平成 12 年（2000 年） 10 月 6 日	鳥取県西部 【平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震】	7.3	新見 ・哲多 ・大佐 ・落合 ・美甘 5 強 19 市町村 5 弱 39 市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった 重傷 5 人、軽傷 13 人、住家全壊 7 棟、住家半壊 31 棟、住家一部破損 943 棟、その他水道被害、道路破損多し
平成 13 年（2001 年） 3 月 24 日	安芸灘 【平成 13 年(2001 年) 芸予地震】	6.7	26 市町村 4	軽傷 1 人 住家一部破損 18 棟
平成 14 年（2002 年） 9 月 16 日	鳥取県中部 （鳥取県西部地震 余震）	5.5	6 町村 4	県内被害なし
平成 18 年（2006 年） 6 月 12 日	大分県西部	6.2	岡山 4 倉敷 4 玉野 4 浅口 4	県内被害なし
平成 19 年（2007 年） 4 月 26 日	愛媛県東予	5.3	玉野 4	県内被害なし
平成 25 年（2013 年） 4 月 13 日	淡路島付近	6.3	5 市町 4	軽傷 1 人
平成 26 年（2014 年） 3 月 14 日	伊予灘	6.2	16 市町 4	重傷 1 人、軽傷 4 人
平成 28 年（2016 年） 10 月 21 日	鳥取県中部	6.6	鏡野、真庭 5 強 12 市町村 4	重傷 1 人、軽傷 2 人、住家一部破損 17 棟、非住家全壊 1 棟、非住家一部破損 20 棟
平成 30 年（2018 年） 4 月 9 日	島根県西部	6.1	倉敷 4	県内被害なし

出典：「里庄町地域防災計画」（令和 8 年・月、里庄町防災会議）地震・津波災害対策編 第 1 章 第 5 節 地震・津波災害履歴 をもとに作成

風水害等

本町の過去の主な災害は表 2.2.2 に示すとおりであり、近年は平成 28 年、平成 30 年に住家被害等が発生している。

表 2.2.2 過去の主な災害（風水害等）

災害発生年月日	災害の 種類	原因	被害の状況
昭和 29 年（1954 年） 9 月 26 日	風水害	-	本町を含む県内 5 市 8 町 5 村に災害救助法が適用される。
昭和 45 年（1970 年） 2 月 18 日	火災	-	虚空蔵山を火元とした山火事で、山林損害区域約 120ha
昭和 51 年（1976 年） 9 月 8 日～13 日	豪雨	集中豪雨 （総雨量）406 mm	住宅全壊 1 戸（土砂崩れによる） 床上浸水 9 戸 床下浸水 40 戸 農業関係被害総額 7,000 万円
平成 28 年（2016 年） 6 月 22 日～24 日	豪雨	集中豪雨 （総雨量）138.5 mm	住家一部損壊 1 戸（土砂崩れによる）

災害発生年月日	災害の種類	原因	被害の状況	
平成 30 年（2018 年） 7 月 5 日～8 日	豪雨	集中豪雨 （総雨量）324 mm	住家全壊	1 戸
			住家半壊	2 戸
			一部損壊	4 戸
			床下浸水	9 戸
			非住家	7 戸
			公共災害	74 件
			農地災害	39 件

出典：「里庄町地域防災計画」（令和 3 年 3 月、里庄町防災会議）資料編 をもとに作成

（２）被害想定

地震災害

岡山県が実施した「南海トラフ巨大地震・断層型地震の被害想定について」（令和 8 年 2 月、岡山県）において想定された地震被害想定のうち、町域における被害は表 2.2.3 のとおりである。本町においては、断層による地震において「長者ヶ原 - 芳井断層」で建物倒壊が想定され、海溝型の地震は「南海トラフ巨大地震」による建物倒壊と津波浸水が想定されている。

表 2.2.3 地震被害想定（里庄町）

想定地震	ケース	長者ヶ原 - 芳井断層	南海トラフ巨大地震 パターン 1	南海トラフ巨大地震 パターン 2
最大震度	-	5 強	6 弱	6 弱
建物全壊（棟）	冬・夕	14 （液状化）	32 （揺れ、液状化、 津波の計）	30 （揺れ、液状化、 津波の計）
焼失棟数（棟）	冬・夕	0	1	1
死者数（人）	冬・深夜	0	0	0
最大避難者数 （人）	冬・正月	98 （1 日後）	1,183 （1 日後）	1,183 （1 日後）
帰宅困難者数 （人）	新しい帰宅 困難率	778	837	837
浸水面積（ha）	1cm 以上	-	10	-
	30cm 以上	-	10 未満	-
	1m 以上	-	10 未満	-
	2m 以上	-	10 未満	-

出典：「南海トラフ巨大地震・断層型地震の被害想定について」（令和 8 年 2 月、岡山県） をもとに作成

南海トラフ巨大地震における浸水面積については、地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン 1）と、地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合（パターン 2）で分けて被害を想定している。

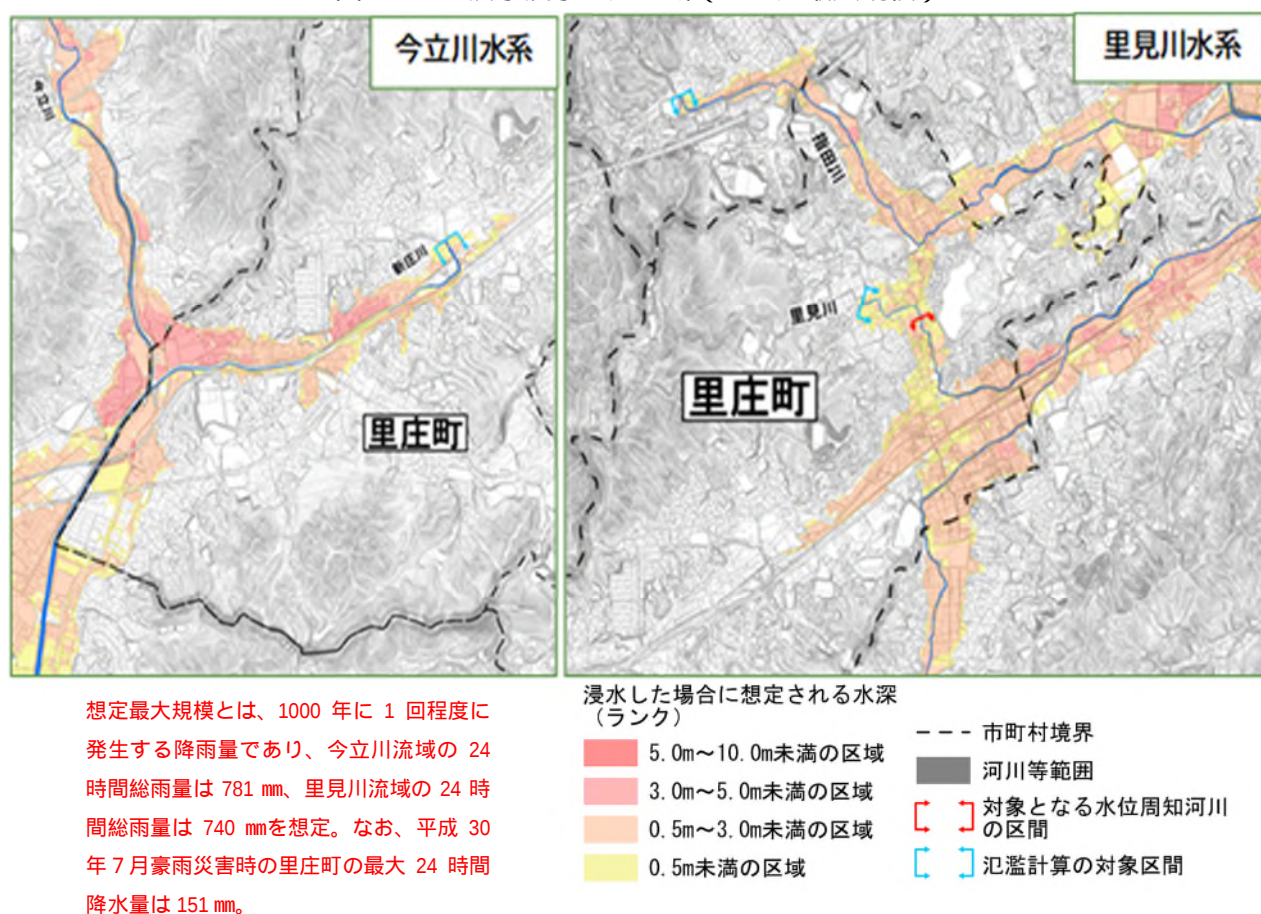
風水害

一方、本町における河川氾濫は、里見川のほか、令和 8 年 3 月に指田川、今立川、新庄川、鳩岡川が洪水浸水想定区域に指定され、町内の一部が 3 m 以上浸水すると予想されている。

また、町内の山間部では土砂災害による被害が想定されており、土砂災害警戒区域に 21 か所（令和 8 年 3 月時点）が指定されている。さらに、ため池老朽箇所は 81 か所（令和 8 年 3 月時点）あり、風水害等による被害の可能性も想定される。

・支援機関

図 2.2.1 洪水浸水想定区域（ 想定最大規模 ）



出典：「里見川水系 溜川水系洪水浸水想定区域図（令和 8 年 3 月 30 日指定、岡山県）」をもとに作成

第3章 脆弱性評価

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標と本町の地域特性を踏まえ、基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画を参考に、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次頁の表3.1.1のとおり設定した。

脆弱性評価

6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、本町の既存の施策・事業を点検し、現状の脆弱性を分析・評価した。また、評価結果をもとに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な取組を抽出し整理した。

脆弱性評価の結果は、第4章に推進方針と合わせて記載するとともに、個別事業一覧（具体的な取組）を別紙に記載した。

表 3.1.1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害等による町内経済等への甚大な影響

第4章 国土強靱化の推進方針

施策分野の設定

必要な具体的取組について、本町で実施する施策分野と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との対応を確認するため、岡山県国土強靱化地域計画を踏まえた個別施策分野と横断的分野を整理した（表4.1.1）。

また、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の該当する施策分野との関係を表4.1.2に示した（**別紙**の個別事業が該当する施策分野に○印を付記した）。

表4.1.1 施策分野

	施策分野	具体的な取組事例
個別 施策 分野	行政機能／警察・消防等／防災教育等	町有建築物の耐震化、 B C P の推進、消防団の活動強化、防災教育の推進 等
	住宅・都市／情報通信	住宅・民間施設等の耐震化、文化財保護対策、被災者生活再建、住民等への通信手段の確保、災害情報の収集・伝達体制の確立 等
	保健医療・福祉	医療・福祉施設の耐震化、災害時の医療・救護体制、要配慮者への支援、避難所等における感染症対策 等
	産業	金融支援等の周知、帰宅困難者対策、中小 企業 B C P の 作成支援 等
	交通・物流	道路等の整備・耐震化、緊急輸送ネットワークの確保、帰宅困難者の支援 等
	農林水産	農地・農業用施設の防災対策、食料の安定供給対策 等
	国土保全・土地利用	治水対策、土砂災害・洪水浸水の避難対策、空家等の除却対策 等
	環境	災害廃棄物の迅速な処理、有害物質の拡散防止 等
横断的 分野	A リスクコミュニケーション	ハザードマップ等災害危険情報の提供、防災・減災の普及啓発 等
	B 人材育成	災害ボランティア、防災士等の人材育成、自主防災組織等の連携 等
	C 官民連携	避難確保計画の策定促進、地区防災計画策定促進 等
	D 老朽化対策	空家対策、インフラの老朽化対策 等
	E デジタル活用	孤立可能性のある集落等での通信確保、スマート自治体への体制整備、災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善

表 4.1.2 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野				
				行政機能／警察・消防等／防災教育等	住宅・都市／情報通信	保健医療・福祉	産業	交通・物流	農林水産	国土保全・土地利用	環境	A リスクコミュニケーション	B 人材育成	C 官民連携	D 老朽化対策	E デジタル活用
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	○	○	○		○		○					○	
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○	○	○				○		○	○	○	○	
		1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	○					○	○		○		○	○	○
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生	○					○	○		○		○		
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○		○						○	○	○		
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			○		○								
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	○		○						○				
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○	○	○	○	○				○			○	
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	○			○	○						○		
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		○			○							○	○
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生		○	○									○	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野				
				行政機能／警察・消防等／防災教育等	住宅・都市／情報通信	保健医療・福祉	産業	交通・物流	農林水産	国土保全・土地利用	環境	A リスクコミュニケーション	B 人材育成	C 官民連携	D 老朽化対策	E デジタル活用
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	○									○			
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○	○						○	○	○		○
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済や維持への甚大な影響				○									○
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出								○					
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響				○									
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響	○				○				○				
		4-5	農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響						○			○				
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下							○						
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	○	○	○	○					○		○		○
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止		○		○	○								○
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止		○	○	○									○
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	○	○										○	
		5-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響					○							○	○

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野				
				行政機能／警察・消防等／防災教育等	住宅・都市／情報通信	保健医療・福祉	産業	交通・物流	農林水産	国土保全・土地利用	環境	A リスクコミュニケーション	B 人材育成	C 官民連携	D 高齢化対策	E デジタル活用
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		○		○					○		○		
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態										○	○		
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態								○					
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○					○						
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○											
		6-6	風評被害等による町内経済等への甚大な影響	○	○							○				○

脆弱性の評価と推進方針

本町における 30 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する脆弱性の分析・評価の結果と推進方針を示す。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (住宅・建築物の耐震化促進)

○ 里庄町の耐震化率は約 77.1% (2025 年 3 月末時点) である。里庄町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進しており、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗がみられるが、今後も耐震化を促進する必要がある。

2 (ブロック塀等の除去)

○ 危険なブロック塀等は、地震時の倒壊により人命に影響を与えるおそれがあるばかりでなく、避難や救助活動の妨げにもなることから、ブロック塀等の撤去事業により、地震発生時における倒壊による被害を防ぐ必要がある。

3 (町有施設の計画的な耐震及び老朽化対策の推進)

○ 耐震性が確保されていない不特定多数の者が利用する町有施設については、最大震度 6 弱の揺れが想定されている南海トラフ巨大地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震及び老朽化対策を実施する必要がある。

(2) 推進方針

1 (住宅・建築物の耐震化促進) 住宅・都市 / 情報通信

【農林建設課】

○ 住宅等の耐震化に対する必要性、支援制度等の周知に努め、耐震診断・耐震改修を推進し、耐震化率の向上を図る。

2 (ブロック塀等の除去) 住宅・都市 / 情報通信

【農林建設課】

○ 地震時の倒壊による被害を防ぐため、危険なブロック塀等を撤去する事業を推進する。ブロック塀所有者等への周知・助成制度を活用して計画的に除却を進め、避難路や救助活動の安全性を確保する。

3 (町有施設の計画的な耐震及び老朽化対策の推進) 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【総務課、教育委員会、農林建設課】

○ 地震発生時に、住民・利用者の安全と町の業務の継続性を確保するため、里庄町耐震改修促進計画等に基づき、庁舎や学校等の町有施設の耐震及び老朽化対策を行う。

1 - 1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

4 (町立学校園の耐震化促進)

- 町立学校園の耐震化については、多くの建物で対策が完了しているが、引き続き、吊り天井等の非構造部材を含めた耐震化、ブロック塀等の安全点検等を進める必要がある。

5 (不特定多数が集まる都市公園施設等の耐震化促進)

- 不特定多数の住民等が集まる施設であり、災害発生時には避難所、災害復旧の拠点となる町有の都市公園施設等の機能強化を進めるとともに、今後老朽化する施設が増えれば災害発生時において安全な使用に支障が生じ、必要な施設の機能を発揮できないおそれがあることから、計画的な老朽化対策を適切に実施する必要がある。

6 (社会福祉施設等の耐震化促進)

- 医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化や非構造部材を含めた耐震対策、スプリンクラーや非常用電源設備の設置を進める必要がある。

7 (町営住宅の計画的な老朽化対策の推進)

- 町営住宅については、老朽化が進んでいることから、代替施設となる民間借家等のストック確保の検討が必要である。

8 (公共施設(中央公民館、福祉会館)の建替え)

- 公共施設(中央公民館、福祉会館)については、老朽化が進んでいることから、耐震強化等を目的とした建替えを行う必要がある。

(2) 推進方針

4 (町立学校園の耐震化促進) 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【教育委員会】

- 町立学校園については、災害時の避難所等として活用されるため、建物を安全に維持するため、吊り天井などの非構造部材の落下防止、或いは施設の延命措置(複合化)を踏まえた老朽化対策、長寿命化対策を推進する。

5 (不特定多数が集まる都市公園施設等の耐震化促進) 住宅・都市 / 情報通信

【農林建設課、教育委員会】

- 災害時など有事の際の避難や防災拠点として活用するため、都市公園等の機能強化や計画的な老朽化対策を促進する。

6 (社会福祉施設等の耐震化促進) 保健医療・福祉

【総務課、健康福祉課】

- 社会福祉施設等の防災体制の強化を図るため、施設の耐震化や防火対策、非常用電源の整備等を防災・減災対策を実施する事業者に働きかけるほか、補助事業に関する情報提供・啓発活動を行う。

7 (町営住宅の計画的な老朽化対策の推進) 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【農林建設課】

- 老朽化した町営住宅について、代替施設となる民間借家等のストック確保の検討を進め、良質な町営住宅のストック形成に努める。

8 (公共施設(中央公民館、福祉会館)の建替え)

住宅・都市 / 情報通信 D老朽化対策

【総務課】

- 老朽化した公共施設(中央公民館、福祉会館)について、耐震強化等の目的から建替えを行う。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	
(1) 脆弱性の分析・評価	
9 (大規模盛土造成地の計画的な調査実施) ○大規模地震時等の地滑りや崩壊により、大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地の安全性について、計画的に調査する必要がある。 10 (橋梁の耐震化の推進) ○地震による落橋を防止するため、被災時に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。	
(2) 推進方針	
9 (大規模盛土造成地の計画的な調査実施) 【農林建設課】 ○大規模地震時等の地滑りや崩壊により、大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地の安全性について、計画的に調査する。 10 (橋梁の耐震化の推進) 【農林建設課】 ○大規模地震時等の救助活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。	国土保全・土地利用 交通・物流

1 - 2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (消防団の充実強化)

- 全体の団員数が減少していることから、引き続き若手・女性消防団員の確保に努める必要がある。また、火災発生時に消防団が使用する消防機庫や小型動力消防ポンプ等の更新により、消防団の機能を充実強化する必要がある。

2 (公共施設の防火対策の促進)

- 社会教育施設や社会福祉施設等の火災による延焼からの利用者の安全を確保するため、スプリンクラー設備の維持及び整備を進める必要がある。

3 (幼稚園及び小・中学校の児童・生徒への普及・啓発活動の実施)

- 大規模災害による逃げ遅れを防ぐため、幼稚園及び小・中学校の児童・生徒に対して、防災・減災をテーマにした学習活動や、避難訓練の実施などにより、防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。

4 (空家の除却対策の促進)

- 地震や河川浸水、土砂災害等により、空家が全壊等の被害を受けた場合、復旧や復興に支障をきたす可能性があるため、平常時から空家の除却を促進する必要がある。

(2) 推進方針

1 (消防団の充実強化)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等 B 人材育成

【総務課】

- 青年層の消防団への加入を促進するとともに、地域の実情にあった組織の再編や女性消防団員の積極的な活動を推進する。消防用備品については、計画的な整備・充実を図る。災害時における消防団員の拠点となる消防機庫については、引き続き長期的な計画に基づく更新を行い、充実・強化を図る。

2 (公共施設の防火対策の促進)

保健医療・福祉

【教育委員会】

- 火災の延焼を防止するためスプリンクラー設備の維持及び整備を促進する。

3 (幼稚園及び小・中学校の児童・生徒への普及・啓発活動の実施)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【教育委員会】

- 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、幼稚園及び小・中学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した学習活動や避難訓練の実施等により防災・減災意識の啓発を推進する。

4 (空家の除却対策の促進)

住宅・都市 / 情報通信

国土保全・土地利用

D 老朽化対策

【まち整備課】

- 「里庄町空家等対策計画」に基づき、空家等除却支援事業補助制度や空き家情報バンク制度、空き家リフォーム支援事業補助制度を活用することにより、管理不十分な空き家問題に対処するとともに、官民が連携し、空家等の適正管理や利活用を進める等快適な生活環境の確保を図る。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

5 (初期消火体制の充実)

- 婦人防火クラブによる消火器及び住宅用火災報知器設置の周知など、消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。また、既設の消火栓の更新及び設置箇所の検討による拡充を図る必要がある。

6 (地区防災計画の作成促進)

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。

(2) 推進方針

5 (初期消火体制の充実)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【総務課】

- 各地域において、住民が自主的に防災活動を行うために、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自衛消防隊、各分館の自主防災組織の育成を促進する。また、既設の消火栓の更新及び設置箇所の検討による拡充を図る。

6 (地区防災計画の作成促進)

A リスクコミュニケーション

C 官民連携

【総務課】

- 大規模災害時に公助だけでは対応しきれない事態を想定し、住民や地域の自発的な防災活動を強化するため、地区防災計画の作成を促進する。

1 - 3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（１）脆弱性の分析・評価

1 （計画的な河川施設整備の推進）

- 洪水被害を未然に防ぐためにも、過去の水害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗堀、土砂堆積箇所等を考慮した対策を進める必要がある。

2 （農業水利施設の排水機能の確保）

- 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能強化や維持補修等を計画的に実施するとともに、町が管理する農業用水路の適切な維持管理を推進する必要がある。

3 （浸水・内水ハザードマップ作成・周知）

- 本町内には二級河川である里見川、新庄川、鳩岡川、今立川、指田川が流れており、大雨により河川沿いの低地部で浸水被害が生じる可能性があることから、洪水のほか内水氾濫に対する避難体制等の充実と強化が必要である。

4 （内水排除対策の推進）

- 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するための水路やポンプ施設の整備や適切な維持管理を推進する必要がある。

（２）推進方針

1 （計画的な河川施設整備の推進）

国土保全・土地利用

D 老朽化対策

【農林建設課】

- 洪水等から市街地等の浸水を防ぐため、関係機関と連携し、浸水の危険性が高い地域等、緊急性の高い箇所から計画的に治水対策を進めるとともに、地域住民との協働により適正な維持管理に努める。

2 （農業水利施設の排水機能の確保）

国土保全・土地利用

D 老朽化対策

【農林建設課】

- 大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能強化や維持補修等を計画的に実施するとともに、適正な維持管理に努め、近年の豪雨に耐えられる能力を備えるよう努める。また、町が管理する農業用水路の適切な維持管理を推進する。

3 （浸水・内水ハザードマップ作成・周知）

国土保全・土地利用

【総務課】

- 洪水により本町に損害を生ずるおそれのある里見川、新庄川、鳩岡川、今立川、指田川において、浸水ハザードマップの周知を図る。また、想定し得る最大規模の内水氾濫に係る内水ハザードマップの作成・周知を図る。

4 （内水排除対策の推進）

国土保全・土地利用

A リスクコミュニケーション

D 老朽化対策

【農林建設課】

- 内水氾濫を防ぐため、水路や排水ポンプ施設の整備を推進し、適切な維持管理を徹底する。また、降雨時の排水機能を高めるため、定期点検や清掃を実施し、関係機関と連携して排水体制を強化する。

1 - 3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（１）脆弱性の分析・評価

5 （水防体制の充実・強化）

- 豪雨災害が多発する中、地域において水防活動を担う水防団員（消防団員）の役割は重要性を増していることから、水防本部や水防管理団体との情報共有を図り、連絡体制を強化するとともに、水防活動を担う水防団員（消防団員）を対象として、水防技術の向上を図る研修を実施することなどにより、水防体制の充実・強化を図る必要がある。

6 （幼稚園及び小・中学校の児童・生徒への普及・啓発活動の実施）

- 大規模災害による逃げ遅れを防ぐため、幼稚園及び小・中学校の児童・生徒に対して、防災・減災をテーマにした学習活動や、避難訓練の実施などにより、防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。

7 （防災重点ため池の安全対策の推進）

- ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ため池ハザードマップの適宜改訂等の減災対策を進める必要がある。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う必要がある。

8 （田んぼダム等の取組の推進）

- 今後、気候変動の影響による豪雨災害リスクの増大が懸念されることから、河川改修や排水施設整備等のハード対策に加え、流域全体で雨水流出を抑制する田んぼダム等の流域治水の取組を推進する必要がある。

（２）推進方針

5 （水防体制の充実・強化）

国土保全・土地利用

【総務課】

- 非常配備体制に万全を期するため、豪雨災害を想定し、勤務時間外における職員、水防団員（消防団員）等の非常招集訓練を必要に応じて実施するとともに、水防技術の向上を図る研修を実施する。

6 （幼稚園及び小・中学校の児童・生徒への普及・啓発活動の実施）＜1-2 再掲＞

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【教育委員会】

- 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、幼稚園及び小・中学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した学習活動や避難訓練の実施などにより防災・減災意識の啓発を推進する。

7 （防災重点ため池の安全対策の推進）

農林水産

A リスクコミュニケーション

【農林建設課】

- 老朽化した防災重点ため池の決壊による被害を防ぐため計画的に改修するとともに、低水位管理などの安全対策を徹底する。併せて、ため池ハザードマップの適宜改訂や周知を進め、減災対策を強化する。また、農業利用の見込みがないため池については廃止を検討する。

8 （田んぼダム等の取組の推進）

農林水産

A リスクコミュニケーション

【農林建設課】

- 気候変動による豪雨災害のリスクの増大に対応するため、流域治水の考え方に基づき、水田の貯留機能を活用した田んぼダム等の雨水流出抑制対策を推進する。併せて、農業者、地域住民及び関係機関と連携し、水田からの流出抑制による浸水被害軽減効果の周知・啓発を行うとともに、取組可能な地区の検討を進める。

1 - 4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

（１）脆弱性の分析・評価

1 （要配慮者利用施設の避難確保計画等の促進）

- 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務づけられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要がある。

2 （防災意識の普及啓発）

- ハザードマップの確認等による身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、避難指示等の情報の意味の理解、各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難指示等発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとること等、県、町が連携し、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えにつながる防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。

3 （自主防災組織の組織化と活動活性化の促進）

- 県、町が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化の取組を引き続き進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平常時からの活動活性化を図る必要がある。

（２）推進方針

1 （要配慮者利用施設の避難確保計画等の促進） C 官民連携

【教育委員会】

- 水害が発生した際の浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成に係る支援を行う。また、計画作成をしている施設に対して、定期的な避難訓練の実施を促進する。

2 （防災意識の普及啓発） 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

国土保全・土地利用 A リスクコミュニケーション

【総務課】

- 土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止法に基づいた区域指定を県と町が連携して進めるとともに、ハザードマップ作成や、土砂災害発生リスクの周知を行い、避難体制の確保を図る。

3 （自主防災組織の組織化と活動活性化の促進） C 官民連携

【総務課】

- 自主防災組織が自発的に継続して防災意識の普及啓発に取り組めるよう支援するとともに、平常時の自主防災活動を支援し、体制の維持を図る。現時点で自主防災組織が設立されていない分館においては、住民が主体的に防災対策に取り組めるよう、防災リーダーの育成や防災訓練、出前講座等を実施するとともに、自主防災組織の設立を促進する。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

（１）脆弱性の分析・評価

4 （タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進）

- 災害発生が予測される台風接近時等において、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。

（２）推進方針

4 （タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進）

国土保全・土地利用

【総務課】

- 洪水等の風水害に備え、防災行動を実行するためのタイムライン（防災行動計画）の改訂を進める。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (地区防災計画の作成促進)

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。

2 (円滑な受援体制の構築)

- 災害時に県、他市町村、関係機関、ボランティア及びNPO等の支援を受け入れるための手順等を定めた受援計画を策定したうえで、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する必要がある。

(2) 推進方針

1 (地区防災計画の作成促進) <1-2 再掲> A リスクコミュニケーション C 官民連携 【総務課】

- 大規模災害時には公助だけでは対応しきれない事態を想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する。

2 (円滑な受援体制の構築) C 官民連携

【総務課】

- 災害から早期に復旧するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアの育成や個人のスキルアップのための研修、災害ボランティア機関とのさらなる連携強化を図る。
- 県及び県内市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、町は受援計画を策定するとともに、県が実施する訓練やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高める。また、広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結などを通じて連携を強化する。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 脆弱性の分析・評価

3 (消防団の充実強化)

- 全体の団員数が減少していることから、引き続き若手・女性消防団員の確保に努める必要がある。また、火災発生時に消防団が使用する消防機庫や小型動力消防ポンプ等の更新により、消防団の機能を充実強化する必要がある。

4 (自主防災組織の組織化と活動活性化の促進)

- 県、町が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化の取組を引き続き進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平常時からの活動活性化を図る必要がある。

(2) 推進方針

3 (消防団の充実強化) 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等 B 人材育成

【総務課】

- 青年層の消防団への加入を促進するとともに、地域の実情にあった組織の再編や女性消防団員の積極的な活動を推進する。消防用備品については、計画的な整備・充実を図る。災害時における消防団員の拠点となる消防機庫については、引き続き長期的な計画に基づく更新を行い、充実・強化を図る。

4 (自主防災組織の組織化と活動活性化の促進) <1-4 再掲> C 官民連携

【総務課】

- 自主防災組織が自発的に継続して防災意識の普及啓発に取り組めるよう支援するとともに、平常時の自主防災活動を支援し、体制の維持を図る。現時点で自主防災組織が設立されていない分館においては、住民が主体的に防災対策に取り組めるよう、防災リーダーの育成や防災訓練、出前講座等を実施するとともに、自主防災組織の設立を促進する。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (医師会との連携)

- 災害時の医療関係者間の連携を確保するため、平常時から協定に基づく連携訓練を実施する等浅口医師会との連携を図る必要がある。

2 (道路啓開体制の確保)

- 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保等を検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。また、道路啓開時の被害状況の把握などを行うため、ドローン操縦者の養成を進める必要がある。

(2) 推進方針

1 (医師会との連携)

保健医療・福祉

【健康福祉課】

- 災害時に医療体制を確保するため、浅口医師会と協定に基づく連携を強化する。平常時から協定内容の確認・更新を行い、年1回以上の合同訓練を実施することで、役割分担と参集体制を明確化する。また、迅速な対応を可能にするため、医療資源の情報共有体制を構築する。

2 (道路啓開体制の確保)

交通・物流

【農林建設課】

- 災害時に救助・救急や医療活動と連携した車両通行ルートを確保するため、道路啓開計画を策定し、定期的な訓練で実効性を高める。また、被害状況の迅速な把握に向けてドローン操縦者の養成を進め、情報収集体制を強化する。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの作成促進)

- 避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、町において、感染症対策を踏まえながら、早期に避難所を開設・運営できるよう「避難所運営マニュアル」を改訂して、発災直後から衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える必要がある。

2 (学校施設等における対策)

- 災害時には避難所として利用される学校施設において、衛生環境を確保するため、洋式トイレの設置促進を図る必要がある。また、マンホールトイレの確保などにより、避難所等のし尿処理の環境を確保する必要がある。

3 (物資備蓄の拡大)

- 公的備蓄は、令和3年1月に県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会が改訂した備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達(南海トラフ地震想定)について」に基づく必要量を確保しているが、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るため、今後、備蓄物資の追加等、計画の見直しを行う必要がある。

(2) 推進方針

1 (感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの作成促進)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【総務課、健康福祉課】

- 高齢者、妊婦等配慮を要する避難者に対応するため、感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」を早期に作成して、発災直後から衛生管理を徹底し、健康状態を維持できる良好な生活環境を確保する。

2 (学校施設等における対策) 保健医療・福祉

【総務課、上下水道課、教育委員会】

- 災害時に避難所となる学校施設の衛生環境を確保するため、洋式トイレの設置を促進する。さらに、マンホールトイレの確保やし尿処理体制の整備を進め、避難所での衛生管理を強化する。

3 (物資備蓄の拡大) 保健医療・福祉

【総務課】

- 備蓄計画に基づき必要量を確保しつつ、避難所での感染症拡大防止のため、マスク・消毒液・仕切りなどの追加備蓄を行う。また、計画を定期的に見直し、県や関係機関と連携して物資供給体制を強化する。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

4 (避難所施設における感染症のまん延防止対策の促進)

- 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た人のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。

5 (指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

- ハザードマップの確認等による身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、避難指示等の情報の意味の理解、各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難指示等発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとること等、県、町が連携し、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えにつながる防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。また、想定される災害の種別や、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。

(2) 推進方針

4 (避難所施設における感染症のまん延防止対策の促進)

保健医療・福祉

【総務課、健康福祉課、町民課、税務課】

- 避難所での感染症拡大を防ぐため、施設の消毒を徹底し、避難者間の十分なスペースと発熱・咳等の症状者専用スペースを確保したレイアウトを整備する。さらに、職員の対応力向上のため避難所運営訓練を実施し、開設時にはまん延防止措置を適切に実施する。

5 (指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等 Aリスクコミュニケーション

【総務課、農林建設課】

- ハザードマップを継続して更新するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す。日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や自主防災組織等を通じ、継続的に実施する。
- 住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ、浸水想定区域図等の作成・改訂を進める。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
(1) 脆弱性の分析・評価	
1 (物資備蓄の推進) - 公的備蓄は、令和3年1月に県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会が改訂した備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく必要量を確保しており、消費期限があるものについては適宜入れ替えが必要である。また、避難所生活が長期化した場合を想定した資機材の整備が必要である。 2 (生活必需品の個人備蓄等の促進) 「3日以上、推奨1週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落での自主防災組織等による備蓄が進むよう、県、町が連携し、様々な機会を通じて、さらに普及啓発に取り組む必要がある。 3 (支援物資物流体制の推進) - 流通業者などとの間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定を締結するとともに、訓練の実施やマニュアルの整備などにより、実効性を高めていく必要がある。 4 (燃料供給体制の推進) - 災害時の優先給油に関する協定の締結を引き続き進めるとともに、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。	
(2) 推進方針	
1 (物資備蓄の推進) 保健医療・福祉 【総務課】 公的備蓄は、「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく必要量を確保しつつ、避難所での感染症対策を強化するため、マスク・消毒液・パーテーション等、感染防止用品を追加備蓄する。併せて、計画の定期的な見直しと更新を行い、避難所生活に必要な資機材の整備や、災害時に迅速かつ安全な物資供給体制を維持する。	
2 (生活必需品の個人備蓄等の促進) 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等 A リスクコミュニケーション 【総務課】 各家庭において、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備などの普及啓発を図る。	
3 (支援物資物流体制の推進) 保健医療・福祉 【総務課】 流通業者との連携による円滑な支援物資物流体制の確立及び関係機関との協定の締結を図る。	
4 (燃料供給体制の推進) 産業 【総務課】 災害時のガソリン供給の停滞を防ぐため、町内燃料供給事業者と災害時応援協定の締結を進める。	

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(1) 脆弱性の分析・評価

5 (水道施設の計画的耐震化の促進)

- 水道施設の基幹管路の耐震化率は低く、大規模地震時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を促進する必要がある。

6 (道路啓開体制の確保)

- 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保等を検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。また、道路啓開時の被害状況の把握等を行うため、ドローン操縦者の養成を進める必要がある。

(2) 推進方針

5 (水道施設の計画的耐震化の促進)

住宅・都市 / 情報通信

D 老朽化対策

【上下水道課】

- 水道施設の基幹管路の耐震化率は低く、大規模地震時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を促進する。

6 (道路啓開体制の確保) < 2-2 再掲 >

交通・物流

【農林建設課】

- 災害時に救助・救急や医療活動と連携した車両通行ルートを確保するため、道路啓開計画を策定し、定期的な訓練で実効性を高める。また、被害状況の迅速な把握に向けてドローン操縦者の養成を進め、情報収集体制を強化する。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (帰宅困難者対策の推進)

- 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討する等、帰宅困難者の支援に備える必要がある。

2 (学校園での長期滞在対策の検討)

- 町立学校園において災害時の授業再開のための指標を示す等、BCPの策定を進める必要がある。また、町立学校園の「学校防災マニュアル」に大規模災害時の児童・生徒等の引き渡し基準を定めて保護者に周知しているが、長期間の待機が必要になった場合の、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応について、検討する必要がある。

(2) 推進方針

1 (帰宅困難者対策の推進) 産業 交通・物流 C官民連携

【総務課】

- 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討する等、帰宅困難者の支援に備える。

2 (学校園での長期滞在対策の検討) 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【教育委員会】

- 大規模災害時に児童・生徒等が長期間待機する必要がある場合に備え、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応について、検討する。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (道路交通の確保)

- 災害時に交通ネットワーク全体が長期間機能停止するおそれがあることから、緊急輸送道路の代替路など道路ネットワークを関係機関と連携し整備する必要がある。

2 (道路啓開体制の確保)

- 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保等を検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。また、道路啓開時の被害状況の把握等を行うため、ドローン操縦者の養成を進める必要がある。

3 (林道等の点検整備)

- 災害時に迂回路としての機能を持つ林道等の計画的な維持管理を実施する必要がある。

(2) 推進方針

1 (道路交通の確保) 交通・物流 D老朽化対策

【農林建設課】

- 交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、緊急輸送道路の代替路、地域や集落へのアクセス路、農道や林道等の整備など道路ネットワークの整備等の防災対策を進める。

2 (道路啓開体制の確保) <2-2、2-4 再掲> 交通・物流

【農林建設課】

- 災害時に救助・救急や医療活動と連携した車両通行ルートを確保するため、道路啓開計画を策定し、定期的な訓練で実効性を高める。また、被害状況の迅速な把握に向けてドローン操縦者の養成を進め、情報収集体制を強化する。

3 (林道等の点検整備) 交通・物流 D老朽化対策

【農林建設課】

- 災害時に迂回路として機能する林道等の計画的な維持管理を実施し、災害時の通行確保と安全性を向上させる。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(1) 脆弱性の分析・評価

4 (孤立可能性のある集落等での通信確保)

- 災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ町との連絡窓口の明確化や、戸別受信機の設置やスマホアプリの導入等、連絡手段の多重化により非常時の連絡体制を確保するとともに、家庭や集落単位での備蓄の促進、避難所における通信機能の確保を図る必要がある。

5 (農道整備及び保全対策の推進)

- 災害時に、迂回路としての機能を持つ農道の計画的な維持管理を実施する必要がある。

(2) 推進方針

4 (孤立可能性のある集落等での通信確保)

住宅・都市 / 情報通信 E デジタル活用

【総務課】

- 災害時に孤立する可能性のある集落について、町との連絡窓口を事前に明確化し、戸別受信機の設置やスマホアプリの導入等、複数の通信手段を確保するよう周知する。さらに、家庭や集落単位での備蓄を促進し、避難所には非常時に利用可能な通信機能を確保することで、緊急時の情報伝達と安全確保を図る。

5 (農道整備及び保全対策の推進)

交通・物流

D 老朽化対策

【農林建設課】

- 災害時に迂回路として機能する農道の計画的な維持管理を実施し、災害時の通行確保と安全性を向上させる。

- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (予防接種の推進)

- 予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応（子どもに対する情報提供や事前・事後の医療相談）により、予防接種への理解、認識の啓発を継続する必要がある。

2 (避難所における感染症対策の推進)

- 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た人のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。

3 (下水道施設の耐震化の推進)

- 下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、老朽化対策を適切に実施する必要がある。

(2) 推進方針

1 (予防接種の推進)

保健医療・福祉

【教育委員会、健康福祉課】

- 予防接種への理解を深めるため、情報提供や研修会を継続的に実施する。また、子どもを含む対象者への事前・事後の医療相談体制を整え、安心して接種できる環境を確保し、予防接種の推進を図る。

2 (避難所における感染症対策の推進)

保健医療・福祉

【総務課、健康福祉課、町民課、税務課】

- 避難所での感染症拡大を防ぐため、施設の消毒を徹底し、避難者間の十分なスペースと発熱・咳等の症状がある人の専用スペースを確保したレイアウトを整備する。また、職員の対応力向上を目的に、避難所運営訓練を定期的実施する。

3 (下水道施設の耐震化の推進)

住宅・都市 / 情報通信

D 老朽化対策

【上下水道課】

- 災害時の衛生環境悪化を防ぐため、下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、老朽化施設の適切な更新・補修を実施し、機能維持と安全性を確保する。

3 - 1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (自主防犯活動の維持)

- 災害時においても町内の安全を確保するため、平常時から青色防犯パトロールの継続実施等により、自主防犯活動を維持する必要がある。

2 (防犯カメラの設置)

- 防犯カメラ及び防犯灯の設置管理を行うことにより、地域における防犯力の一層の強化を図る必要がある。

(2) 推進方針

1 (自主防犯活動の維持)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【企画商工課】

- 平常時から、青色防犯パトロールカー講習会の開催により、パトロール実施者を養成し、青色防犯パトロールを実施することで、自主防犯活動を維持し、地域の安全の確保に努める。

2 (防犯カメラの設置)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【企画商工課】

- 学校や警察と連携し、住民の防犯対策のため、防犯灯・防犯カメラの維持管理を継続する。また、防犯カメラについては、主に主要幹線道路や児童・生徒の通学路に設置している機器を維持管理するとともに、新たな場所への設置も検討する。犯罪の抑止につなげ、地域の安全・安心を確保する。

3 - 2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (町国土強靱化地域計画の策定推進)

- 町の強靱化を効果的に推進するため、里庄町国土強靱化地域計画を改定するとともに、計画に基づき、県と一体となって強靱化施策に取り組む必要がある。

2 (里庄町業務継続計画の継続的な見直し)

- 里庄町業務継続計画 (B C P)、上下水道災害等緊急時対策マニュアル、下水道 B C P について、計画の実効性を確認しながら、感染症対策の観点も踏まえ、P D C A サイクルにより、計画見直しを継続的に行っていく必要がある。

3 (他市町村との連携強化)

- 県及び県内市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、県が実施する訓練やマニュアルの見直し等により、実効性を高める必要がある。また、広域避難所の確保に向けた近隣市町村との協定締結等を通じて、連携を強化する必要がある。

(2) 推進方針

1 (町国土強靱化地域計画の策定推進)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【総務課】

- 国土強靱化地域計画の改訂を継続的に行うとともに、計画に基づき、県と一体となって強靱化施策に取り組む。

2 (里庄町業務継続計画の継続的な見直し)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【総務課、上下水道課】

- 里庄町業務継続計画 (B C P)、上下水道災害等緊急時対策マニュアル、下水道 B C P に基づき、災害時における業務継続体制の確保を進めるとともに、P D C A サイクルにより、計画見直しを継続的に行っていくことで、災害時の行政機能を確保する。

3 (他市町村との連携強化) C 官民連携

【総務課】

- 災害時の相互応援協定に基づき、応援・受援の内容や手順、役割分担を県が実施する訓練やマニュアルの見直しを通じて明確化し、実効性を高める。また、広域避難所の確保に向けて近隣市町村との協定を締結し、平常時から情報共有と連携体制を強化することで、災害対応力を向上させる。

3 - 2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 脆弱性の分析・評価

4 (災害対応業務を遂行できる職員の育成)

- 被災者を支援するため、早期の支援が期待される避難所運営や住家被害認定調査等の災害対応業務について、円滑に遂行できる職員を育成する必要がある。

5 (住民周知に向けた情報伝達体制の確立)

- 災害時に町の災害情報を室内で受信可能な戸別受信機を町内全戸に設置する等により、住民周知に向けた情報伝達体制を確立する必要がある。また、停電したときでも利用できる戸別受信機の導入を考える必要がある。

6 (職員初動マニュアルの適宜改訂)

- 災害発生後、町職員が所属課、災害対策班の活動を円滑に進めることができるように、職員初動マニュアルを適宜改訂するとともに、初動時などの災害対応訓練を行う等して、災害対応力を高める必要がある。

7 (社会福祉施設等の耐震化促進)

- 医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化や非構造部材を含めた耐震対策、スプリンクラーや非常用電源設備の設置を進める必要がある。

(2) 推進方針

4 (災害対応業務を遂行できる職員の育成) 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等 【総務課】

- 配備体制を確実にするとともに、職員初動マニュアルの策定を進め、さまざまな訓練等を通じて、災害対策本部等の業務にあたる職員(防災要員等)の災害対応能力の向上を図る。また、ICT等を活用し、関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保するとともに、避難所運営や罹災証明発行事務等の災害対応体制の強化を図る。

5 (住民周知に向けた情報伝達体制の確立) 住宅・都市 / 情報通信 E デジタル活用 【総務課】

- 災害時に町の情報を迅速かつ確実に伝達するため、全戸に室内受信可能な戸別受信機を設置し、必要に応じてスマホアプリやメール配信など複数の手段を併用する体制を整備する。

6 (職員初動マニュアルの適宜改訂) 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等 【総務課】

- 応急活動のための職員初動マニュアルを適宜改訂し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員及び機関等との連携等について徹底を図る。

7 (社会福祉施設等の耐震化促進) <1-1 再掲> 保健医療・福祉 【総務課、健康福祉課】

- 社会福祉施設等の防災体制の強化を図るため、施設の耐震化や防火対策、非常用電源の整備等を防災・減災対策を実施する事業者に働きかけるほか、補助事業に関する情報提供・啓発活動を行う。

3 - 2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 脆弱性の分析・評価

8 (地区防災計画の作成促進)

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。

9 (防災士の育成)

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、平常時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む「共助」が重要となることから、地域における共助の中核をなす自主防災組織等のリーダーとなる防災士の育成を図る必要がある。

10 (受援計画の適宜改訂)

- 災害時に県、他市町村、関係機関、ボランティアやNPO等の支援を受け入れるための手順等を定めた受援計画を適宜改訂したうえで、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する必要がある。

(2) 推進方針

8 (地区防災計画の作成促進) <1-2、2-1 再掲>

A リスクコミュニケーション C 官民連携

【総務課】

- 大規模災害時には公助だけでは対応しきれない事態を想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する。

9 (防災士の育成) B 人材育成

【総務課】

- 地域防災力の向上に向けて県と連携し、自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、地域の自主防災組織の中核となる人材として防災士の育成を進め、自主防災組織の強化を図る。

10 (受援計画の適宜改訂) C 官民連携

【総務課】

- 県及び県内市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、受援計画を適宜改訂するとともに、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する。

4 - 1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済や維持への甚大な影響	
(1) 脆弱性の分析・評価	
1 (災害等に係る補助金・金融支援等の周知) ○ 広報紙・商工会報等により災害対応に係る国・県・町の補助金・金融支援等の周知を図る必要がある。 2 (中小企業の事業継続計画 (B C P) 等の策定支援) ○ 国では、中小企業の防災・減災対策を推進するため、「中小企業 B C P 策定運用指針」や「事業継続力強化計画」を運用している。また、岡山県や中小企業支援機関では、B C P 策定支援や専門家派遣、普及啓発等を実施していることから、町においても関係機関と連携しながら、事業者の B C P 及び事業継続力強化計画の策定・運用を促進する必要がある。	
(2) 推進方針	
1 (災害等に係る補助金・金融支援等の周知) 【企画商工課】 ○ 災害発生時に迅速かつ確実に住民や事業者が支援を受けられるよう、国・県・町が実施する災害対応に関する補助金や金融支援制度について、広報紙や商工会報、町ホームページ、スマホアプリ等、複数の媒体を活用し、平常時から周知を徹底する。	産業 E デジタル活用
2 (中小企業の事業継続計画 (B C P) 等の策定支援) 【企画商工課】 ○ 国・県の支援制度や浅口商工会等の関係機関と連携し、町内事業者に対して B C P 及び事業継続力強化計画の普及啓発を行うとともに、計画策定及び実効性向上に向けた取組を支援する。	産業

4 - 2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (有害物質対策の強化)

- 防護服の備蓄及び防護服制作事業者との災害時応援協定締結等により、災害時の有害物質対策の強化を図る必要がある。

2 (要管理物・有害物質への対応)

- 業者取引ルート of 整備等の対策を講じ、要管理物・有害物質の適正処理を推進する必要がある。

(2) 推進方針

1 (有害物質対策の強化) 環境

【総務課】

- 災害時における有害物質への対応を強化するため、防護服を十分に備蓄するとともに、防護服制作事業者と災害時応援協定を締結し、迅速な供給体制を確保する。さらに、町職員や関係機関への防護服使用訓練を実施し、実効性の高い安全対策を構築する。

2 (要管理物・有害物質への対応) 環境

【町民課】

- 災害時に発生する要管理物や有害物質の適正処理を推進するため、業者による取引ルートを事前に整備し、迅速な回収・処理体制を構築する。併せて、処理業者との災害時応援協定を締結し、平常時から情報共有と訓練を行うことで、実効性の高い安全対策を確保する。

4 - 3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (災害時の個人資産の保全)

- 土業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）及び郵便局との協定締結により、災害時の住民や事業者の資産の保全に係る支援を図る必要がある。

(2) 推進方針

1 (災害時の個人資産の保全) 産業

【総務課】

- 災害時に住民や事業者の資産を迅速に保護するため、現在締結している災害時応援協定に基づき、土業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）及び郵便局と罹災証明取得や登記手続き、契約書類再発行等の支援体制を構築する。

4 - 4 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (支援物資物流体制の推進)

- 流通業者やコンビニエンスストア等との間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定の締結などにより、1次及び2次物資保管庫を確保し、物流体制の実効性を高めていく必要がある。

2 (生活必需品の個人備蓄等の促進)

- 「3日分以上、推奨1週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落での自主防災組織等による備蓄が進むよう、県、町が連携し、様々な機会を通じて、さらに普及啓発に取り組む必要がある。

(2) 推進方針

1 (支援物資物流体制の推進) 交通・物流

【総務課】

- 災害時に必要な食料・生活必需品・医薬品等を迅速に供給するため、流通業者やコンビニエンスストア等と調達に関する協定を締結し、1次及び2次物資保管庫を確保する。さらに、平常時から物流ルートや搬送手順を明確化し、訓練を通じて体制の実効性を高める。

2 (生活必需品の個人備蓄等の促進)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等 A リスクコミュニケーション

【総務課】

- 災害時の生活維持を確保するため、住民に対し「3日分以上、推奨1週間分」の食料・水・生活必需品の個人備蓄を推奨する。併せて、孤立のおそれがある集落では自主防災組織による共同備蓄を促進し、県と町が連携して広報紙、説明会、防災訓練など様々な機会を通じて普及啓発を徹底する。

4 - 5 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (防災重点ため池の安全対策の推進)

- ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ため池ハザードマップの適宜改訂等の減災対策を進める必要がある。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う必要がある。

2 (農業水利施設の保全)

- 農業水利施設の機能保全を計画的に実施する必要がある。

(2) 推進方針

1 (防災重点ため池の安全対策の推進) < 1-3 再掲 >

農林水産 A リスクコミュニケーション

【農林建設課】

- 老朽化した防災重点ため池の決壊による被害を防ぐため計画的に改修するとともに、低水位管理などの安全対策を徹底する。併せて、ため池ハザードマップの適宜改訂や周知を進め、減災対策を強化する。また、農業利用の見込みがないため池については廃止を検討する。

2 (農業水利施設の保全) 農林水産

【農林建設課】

- 農業水利施設の機能を維持するため、定期的な点検・診断を実施し、老朽化や損傷が確認された施設については計画的に補修・更新を行う。併せて、県や関係団体と連携し、長寿命化対策や維持管理体制の強化を図ることで、安定した農業用水の供給を確保する。

4 - 6 農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (危険木の計画的な伐採の推進)

- 森林の持つ土砂災害防止等の機能が持続的に発揮されるよう、県等と連携しながら、各種補助事業を有効に活用し、倒木の可能性がある危険木等の効果的な伐採を推進する必要がある。

2 (鳥獣被害防止対策の推進)

- 荒廃農地の増加により、イノシシ、ヌートリア等の有害鳥獣による被害が深刻化していることから、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。また、猟友会会員の高齢化や会員数の減少も大きな課題となっている。

(2) 推進方針

1 (危険木の計画的な伐採の推進) 農林水産

【農林建設課】

- 森林の防災機能を維持するため、倒木のおそれがある危険木を対象に、県など関係機関と連携し、各種補助事業を活用して計画的かつ効果的な伐採を推進する。併せて、定期的な調査と管理体制を強化し、土砂災害防止機能の持続を図る。

2 (鳥獣被害防止対策の推進) 農林水産

【農林建設課】

- 農地・森林等の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化等による森林整備・保全活動等を推進する。また、鳥獣被害防止の体制を維持するため、猟友会の担い手確保に向けて若年層や地域住民への加入促進を図る。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (防災用電源の安定的確保)

- 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に太陽光発電装置や蓄電池の設置、役場庁舎の非常用電源を安定的に稼働させるための対策を維持する等、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。

2 (災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中で常に安定して稼働させるとともに、SNSやスマホアプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。

3 (通信関連施設の耐災害性向上)

- 災害に備えて計画的に庁舎のサーバの耐震化やデータセンターの活用等、通信関連環境の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める必要がある。

(2) 推進方針

1 (防災用電源の安定的確保) 産業

【教育委員会、総務課】

- 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に太陽光発電装置や蓄電池を設置し、非常用電源の安定稼働を確保する。また、役場庁舎の非常用発電設備の維持管理を徹底し、定期点検や燃料備蓄を行うことで、災害時に防災用電源を安定的に供給できる体制を構築する。

2 (災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

住宅・都市／情報通信 E デジタル活用

【総務課】

- 災害情報伝達システムの安定稼働を確保するため、定期的な点検・保守を実施し、非常時に備えたバックアップ体制を整える。また、SNSやスマホアプリ等、多様な情報伝達手段を活用し、利用者のニーズや通信環境の変化に対応できるよう、機能改善を継続的に行う。さらに、住民への周知と操作訓練を強化し、災害時に確実な情報伝達を実現する。

3 (通信関連施設の耐災害性向上)

住宅・都市／情報通信 産業 E デジタル活用

【総務課】

- 災害時の通信機能を確保するため、庁舎サーバの耐震化やデータセンターの活用を計画的に進め、通信関連施設の耐災害性を強化する。併せて、被災時の早期復旧に向けて必要な人員・資材を確保し、電気事業者や関係機関との連携体制を構築することで、安定した通信環境を維持する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

4 (スマート自治体への体制整備)

- 災害時の行政手続きを円滑かつ効率的に進めるため、行政手続きの電子化を推進する必要がある。

5 (災害時における公衆無線LAN環境の確保)

- 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、町内の指定避難所などにおいて公衆無線LAN環境を構築する必要がある。

6 (住民への情報伝達手段の多様化)

- テレビ・ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達できるよう、県、町が連携し、スマホアプリや緊急速報メール、SNS、町内全戸への戸別受信機の設置等、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

(2) 推進方針

4 (スマート自治体への体制整備) 住宅・都市 / 情報通信 E デジタル活用

【総務課】

- 災害時の行政手続きを円滑かつ効率的に進めるため、マイナポータルや電子申請システムの利用による行政手続のオンライン化を推進し、オンラインでの受付体制を整備する。併せて、セキュリティ対策や職員研修を実施し、デジタル環境に対応した業務運営を確立することで、迅速な災害対応を可能にする。

5 (災害時における公衆無線LAN環境の確保)

住宅・都市 / 情報通信 E デジタル活用

【教育委員会】

- 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、町内の指定避難所等において無線LAN環境を構築する。

6 (住民への情報伝達手段の多様化) 住宅・都市 / 情報通信 E デジタル活用

【総務課】

- テレビやラジオ放送が中断した場合でも重要情報を確実に伝達するため、県と町が連携し、スマホアプリ、緊急速報メール、SNSなどのデジタル手段を活用するとともに、町内全戸への戸別受信機設置を推進する。複数の情報伝達手段を整備し、災害時の周知体制を強化する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

7 (全国瞬時警報システム(J-ALERT))を活用した住民への迅速な情報伝達環境の整備)

○緊急地震速報や津波注意報等の重要情報を国から市町村が直接受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)について、災害情報伝達システムを自動的に連動させ、迅速かつ確実に住民に情報伝達するため、運用訓練を定期的実施するとともに、情報伝達手段を多重化する必要がある。また、災害情報伝達システムから登録制メール、ホームページ、分館放送、戸別受信機、SNS等の複数媒体にワンオペレーションで情報伝達を行えるようにすることで、災害時の円滑な情報伝達を図る必要がある。

8 (障がい者への円滑な情報伝達対策等の促進)

○聴覚障がい者宅に戸別受信機とパトランプを連携させる等の対策により、確実に情報を伝達できるように整備する必要がある。

9 (ハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進)

○ハザードマップを継続して更新するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す必要がある。

(2) 推進方針

7 (全国瞬時警報システム(J-ALERT))を活用した住民への迅速な情報伝達環境の整備)

住宅・都市 / 情報通信 E デジタル活用

【総務課】

○緊急地震速報や津波注意報などの重要情報を迅速かつ確実に住民へ伝達するため、J-ALERTと災害情報伝達システムを自動連動させ、登録制メール、ホームページ、分館放送、戸別受信機、SNSなど複数媒体へのワンオペレーション配信を可能にする。さらに、定期的な運用訓練を実施し、情報伝達手段の多重化を図ることで、災害時の円滑な情報周知体制を確立する。

8 (障がい者への円滑な情報伝達対策等の促進)

住宅・都市 / 情報通信

【総務課、健康福祉課】

○障がい者宅にパトランプを連携させた戸別受信機等を設置する等の対策により、複数の情報伝達ルートを確保する。

9 (ハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等 A リスクコミュニケーション

【総務課】

○災害リスク情報を正確に伝えるため、ハザードマップを定期的に更新し、最新の危険箇所や避難所情報を反映する。併せて、防災講習会や広報媒体を通じて住民への周知を強化し、ハザードマップの活用方法を啓発することで、災害時に住民が自ら判断し適切な避難行動を取れる体制を整える。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

10 (幼少期からの防災教育の推進)

- 日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や自主防災組織等を通じ、継続的に実施していく必要がある。

11 (指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

- 想定される災害の種別や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。

12 (災害時要配慮者個別避難計画の作成促進)

- 高齢者や障がい者などに対し、平常時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく災害時要配慮者個別避難計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。

(2) 推進方針

10 (幼少期からの防災教育の推進)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【教育委員会】

- 災害への備えや身を守る行動を習得するため、幼少期から防災教育を継続的に実施する。学校教育に防災学習を組み込み、地域の自主防災組織と連携した体験型訓練や啓発活動を行うことで、子どもが自ら判断し行動できる力を育成する。

11 (指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【総務課】

- 想定される災害種別や感染症対策を踏まえ、適切な規模・数の指定緊急避難場所と指定避難所を計画的に指定し、**広報紙**やスマホアプリ等で住民へ周知する。災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有・連携を図り、適宜適切に避難所を開設し、住民の安全を確保する。

12 (災害時要配慮者個別避難計画の作成促進)

保健医療・福祉

【健康福祉課】

- 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対し、平常時から防災部門と福祉部門の連携を強化し、相互理解を深める。災害時に自力避難が困難な人ごとに、具体的な支援方法を定めた災害時要配慮者個別避難計画の作成を促進し、定期的な見直しと訓練を通じて、実効性のある支援体制を構築する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

13 (福祉避難所の指定拡大の促進)

- 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに福祉避難所の指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。

14 (地区防災計画の作成促進)

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。

(2) 推進方針

13 (福祉避難所の指定拡大の促進)

保健医療・福祉

【健康福祉課、総務課】

- 避難行動要支援者の受入体制を強化するため、福祉避難所の指定施設を段階的に拡大する。指定施設は、公共施設や福祉施設を候補とし、バリアフリーや交通アクセスを考慮した選定を行う。指定施設には感染症対策として個室や仕切りの設置、換気設備の整備、消毒資材の備蓄を徹底する。

14 (地区防災計画の作成促進) <1-2、2-1、3-2 再掲>

A リスクコミュニケーション C 官民連携

【総務課】

- 大規模災害時に公助だけでは対応しきれない事態を想定し、住民や地域の自発的な防災活動を強化するため、地区防災計画の作成を促進する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（１）脆弱性の分析・評価

1 （災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善）

- 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中で常に安定して稼働させるとともに、SNSやスマホアプリの普及等、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。

2 （道路啓開体制の確保）

- 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保等を検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。また、道路啓開時の被害状況の把握などを行うため、ドローン操縦者の養成を進める必要がある。

（２）推進方針

1 （災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善）＜5-1 再掲＞

住宅・都市／情報通信 E デジタル活用

【総務課】

- 災害情報伝達システムの安定稼働を確保するため、定期的な点検・保守を実施し、非常時に備えたバックアップ体制を整える。また、SNSやスマホアプリなど多様な情報伝達手段を活用し、利用者のニーズや通信環境の変化に対応できるよう、機能改善を継続的に行う。さらに、住民への周知と操作訓練を強化し、災害時に確実な情報伝達を実現する。

2 （道路啓開体制の確保）＜2-2、2-4、2-6 再掲＞ 交通・物流

【農林建設課】

- 災害時に救助・救急や医療活動と連携した車両通行ルートを確保するため、道路啓開計画を策定し、定期的な訓練で実効性を高める。また、被害状況の迅速な把握に向けてドローン操縦者の養成を進め、情報収集体制を強化する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (電源車派遣に関する事前協議)

- 大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、電源車派遣及び災害時燃料供給施設を登録し、事前に要請方法等を協議しておく必要がある。

2 (防災用電源の安定的確保)

- 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に太陽光発電装置や蓄電池の設置、役場庁舎の非常用電源を安定的に稼働させるための対策を維持するなど、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。

3 (ガソリン、灯油等の確保対策)

- 町内燃料供給事業者と災害時応援協定の締結等により、災害時のガソリン・灯油等の供給の停滞を防ぐ必要がある。

(2) 推進方針

1 (電源車派遣に関する事前協議)

保健医療・福祉

【総務課】

- 大規模災害時に長期間の停電が発生することを想定し、医療機関や社会福祉施設への電源車派遣を円滑に行うため、電源車派遣先と災害時燃料供給施設を事前に登録する。さらに、要請方法や連絡体制について関係機関と協議し、手順を明確化する。

2 (防災用電源の安定的確保) <5-1 再掲>

産業

【教育委員会、総務課】

- 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に太陽光発電装置や蓄電池を設置し、非常用電源の安定稼働を確保する。また、役場庁舎の非常用発電設備の維持管理を徹底し、定期点検や燃料備蓄を行うことで、災害時に防災用電源を安定的に供給できる体制を構築する。

3 (ガソリン、灯油等の確保対策)

産業

【総務課】

- 災害時にガソリン、灯油等の燃料の供給が停滞しないよう、町内の燃料供給事業者と災害時応援協定を締結する。さらに、供給ルートや優先供給対象を事前に確認し、連絡体制や手順を明確化することで、緊急時に円滑な燃料確保を実現する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 3 都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(1) 脆弱性の分析・評価

4 (通信関連施設の耐災害性向上)

- 災害に備えて計画的に庁舎のサーバの耐震化やデータセンターの活用等、通信関連環境の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める必要がある。

5 (災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中で常に安定して稼働させるとともに、SNS やスマホアプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。

(2) 推進方針

4 (通信関連施設の耐災害性向上) <5-1 再掲>

住宅・都市 / 情報通信 産業 E デジタル活用

【総務課】

- 災害時の通信機能を確保するため、庁舎サーバの耐震化やデータセンターの活用を計画的に進め、通信関連施設の耐災害性を強化する。併せて、被災時の早期復旧に向けて必要な人員・資材を確保し、電気事業者や関係機関との連携体制を構築することで、安定した通信環境を維持する。

5 (災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善) <5-1、5-2 再掲>

住宅・都市 / 情報通信 E デジタル活用

【総務課】

- 災害情報伝達システムの安定稼働を確保するため、定期的な点検・保守を実施し、非常時に備えたバックアップ体制を整える。また、SNS やスマホアプリ等、多様な情報伝達手段を活用し、利用者のニーズや通信環境の変化に対応できるよう、機能改善を継続的に行う。さらに、住民への周知と操作訓練を強化し、災害時に確実な情報伝達を実現する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (水道施設の計画的耐震化の促進)

- 地震発生時に水道施設の基幹管路の被害を軽減し、早期に断水状態から復旧させるため、町公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、配水本管の耐震管への布設替えを進める必要がある。

2 (下水道施設の老朽化対策の推進)

- 下水道施設については、これまで長寿命化対策により改築事業を行ってきたが、今後想定される耐用年数を経過した管渠等のストックの急激な老朽化の進行に対応するため、策定したストックマネジメント計画に基づき、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。

3 (合併処理浄化槽の設置促進)

- 合併処理浄化槽の設置促進を図っており、設置基数は増加傾向にあるが、老朽化した単独処理浄化槽が多数残存しており、災害に強い合併処理浄化槽への転換等をさらに促進する必要がある。

(2) 推進方針

1 (水道施設の計画的耐震化の促進) 住宅・都市 / 情報通信

【上下水道課】

- 地震発生時の断水被害を軽減し早期復旧を図るため、町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、水道施設の耐震化を計画的に推進する。具体的には、基幹管路である配水本管を耐震管へ布設替えし、施工計画の進捗管理と予算確保を徹底することで、災害時のライフライン維持を強化する。

2 (下水道施設の老朽化対策の推進) 住宅・都市 / 情報通信 D老朽化対策

【上下水道課】

- 下水道施設の急速な老朽化に対応するため、ストックマネジメント計画に基づき、耐用年数を経過した管渠等の改築を計画的に推進する。これにより、長寿命化対策を継続しつつ、予防保全を重視した改築事業を実施し、施設の機能維持と災害時の安定稼働を確保する。

3 (合併処理浄化槽の設置促進) 住宅・都市 / 情報通信 D老朽化対策

【上下水道課】

- 老朽化した単独処理浄化槽の残存に対応し、災害に強い合併処理浄化槽への転換をさらに促進する。設置補助制度の活用や住民への周知を強化し、設置基数の増加を図るとともに、関係業者との連携により施工体制を整備し、計画的な普及を推進する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(1) 脆弱性の分析・評価

4 (下水道施設の耐震化の推進)

- 下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、老朽化対策を適切に実施する必要がある。

5 (下水道 B C P の定期的な見直し)

- 下水道 B C P は策定済であり、引き続き、災害発生時の迅速な復旧、事業継続に向け、下水道 B C P の定期的な見直しを図る必要がある。

(2) 推進方針

4 (下水道施設の耐震化の推進) < 2-7 再掲 >

住宅・都市 / 情報通信 D 老朽化対策

【上下水道課】

- 災害時の衛生環境悪化を防ぐため、下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、老朽化施設の適切な更新・補修を実施し、機能維持と安全性を確保する。

5 (下水道 B C P の定期的な見直し) 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等

【上下水道課】

- 災害発生時の迅速な復旧と事業継続を確保するため、策定済みの下水道 B C P を定期的に見直す。見直しでは、最新の災害リスクや設備状況を反映し、復旧手順や代替手段を検証・改善する。また、関係機関との連携体制を確認し、訓練を通じて実効性を高める。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (落石等危険箇所対策及び道路啓開体制の確保)

- 道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険箇所の解消を進めているが、対策実施後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には、必要に応じて災害時協力協定締結機関にも協力を求め、迅速な道路啓開に努める必要がある。

2 (地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備)

- 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める必要がある。

3 (農道整備及び保全対策の推進)

- 災害時に迂回路としての機能を持つ農道の計画的な維持管理を図る必要がある。

4 (緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

- 被災による経済活動の停滞を防止するため、国道・県道における緊急輸送道路の代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。また、集落内などへのアクセスを円滑にするため、狭あい道路等の整備を推進する必要がある。

(2) 推進方針

1 (落石等危険箇所対策及び道路啓開体制の確保) 交通・物流

【農林建設課】

- 道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険箇所の解消後も適切な維持管理を継続する。また、災害時には、災害時協力協定を締結した機関と連携し、重機や人員の確保を図り、迅速な道路啓開に努めることで、救援・物資輸送の円滑化を実現する。

2 (地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備)

交通・物流

【農林建設課】

- 交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、緊急輸送道路の代替路、地域や集落へのアクセス路、農道や林道等の整備など道路ネットワークの整備等の防災対策を進める。

3 (農道整備及び保全対策の推進) <2-6 再掲> 交通・物流 D老朽化対策

【農林建設課】

- 災害時に迂回路として機能する農道の計画的な維持管理を実施し、災害時の通行確保と安全性を向上させる。

4 (緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

交通・物流 D老朽化対策

【農林建設課】

- 被災時の経済活動の停滞を防ぐため、国道・県道における緊急輸送道路の代替路や主要幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を推進し、道路交通機能の強化を図る。また、集落内の狭あい道路等を計画的に整備し、緊急輸送や生活道路の円滑な利用を確保することで、災害時の迅速な物資輸送と地域の復旧を支援する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

5 (道路法面等の落石・崩土防止等)

○道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止対策等を効率的・効果的に行う必要がある。

6 (橋梁の長寿命化の推進)

○橋梁等については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検・補修を実施することで長寿命化を図っており、引き続き予防保全の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。

7 (橋梁の耐震化推進)

○地震による落橋を防止するため、被災時に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。

(2) 推進方針

5 (道路法面等の落石・崩土防止等) 交通・物流

【農林建設課】

○危険箇所を調査し、法面保護や落石防止工事を計画的に実施するとともに、監視体制を整え、異常時は迅速に通行規制・復旧を行う。また、迂回路や資材を事前準備し、関係機関と連携を強化する。

6 (橋梁の長寿命化の推進) 交通・物流 E デジタル活用

【農林建設課】

○橋梁の長寿命化を図るため、長寿命化修繕計画に基づき、定期点検と計画的な補修を継続する。予防保全を推進し、維持管理費の縮減と平準化を進めるとともに、新技術等の活用を検討し、費用縮減や効率化を図る。

7 (橋梁の耐震化推進) 交通・物流

【農林建設課】

○地震による落橋を防ぐため、社会的影響が大きい橋梁を優先して耐震補強を推進する。耐震診断を定期的の実施し、補強工事を計画的に進めるとともに、緊急時の通行確保策や代替ルートの整備を併せて検討する。

6 - 1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (支援協定締結団体との連携強化)

- 災害時の障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等を確保するため、民間事業者等との災害時応援協定の締結の推進や、関係者との連携を強化する必要がある。

2 (他市町村との連携強化)

- 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、県が実施する訓練やマニュアルの見直し等により、実効性を高める必要がある。また、広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結等を通じて、連携を強化する必要がある。

(2) 推進方針

1 (支援協定締結団体との連携強化)

住宅・都市/情報通信 産業 A リスクコミュニケーション

【総務課】

- 災害時に必要な人員や資機材を迅速に確保するため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進する。さらに、協定団体との情報共有や合同訓練を通じて連携体制を強化し、応急復旧や障害物除去を円滑に実施できる仕組みを整備する。

2 (他市町村との連携強化) C 官民連携

【総務課】

- 災害時の応援・受援の実効性を高めるため、県の訓練やマニュアル見直しに積極的に参加し、役割分担や手順を明確化する。さらに、広域避難所の確保に向けて近隣市町との協定締結を推進し、情報共有や合同訓練を通じて連携を強化する。

6 - 2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (災害救援専門ボランティアの登録推進、スキルアップ)

- 災害救援専門ボランティアの種類ごとに、新規ボランティアの養成や既登録者の研修を行っているが、今後も、新規登録ボランティアのさらなる掘り起こしや、実践型の訓練等を通じた登録者のスキルアップを図る必要がある。

(2) 推進方針

1 (災害救援専門ボランティアの登録推進、スキルアップ) B 人材育成 C 官民連携

【健康福祉課】

- 災害救援専門ボランティアの体制強化のため、新規登録者の掘り起こしを継続し、実践型訓練や研修を通じて既登録者のスキルアップを図る。地域特性に応じた専門分野別の養成を推進し、災害時に即応できる人材を確保する。

6 - 3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (災害廃棄物仮置場の選定、確保及び災害廃棄物の迅速な処理)

- 災害時に迅速な復旧・復興を進めるため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物仮置場を平常時に選定・確保する必要がある。また、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、再資源化や広域処理の処理先を確保する必要がある。

(2) 推進方針

1 (災害廃棄物仮置場の選定、確保及び災害廃棄物の迅速な処理)

環境

【町民課】

- 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画に基づき、平常時から仮置場を選定・確保し、災害時の迅速な受け入れ体制を整備する。また、再資源化や広域処理の処理先を事前に確保し、関係機関との連携を強化して円滑な処理を推進する。

6 - 4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (被災地における仮設住宅への飲料水供給)

- 応急仮設住宅に速やかに飲料水を供給することができるよう、仮設住宅等への仮設管の設置手順等をあらかじめ検討する必要がある。

2 (地籍調査結果に基づくGISの構築)

- 土地の地籍を明確にする地籍調査事業については、令和5年度(2023年度)に完了しており、今後はその地籍情報をもとに「GIS(地理情報システム)」を構築する必要がある。

(2) 推進方針

1 (被災地における仮設住宅への飲料水供給)

住宅・都市/情報通信

【上下水道課】

- 応急仮設住宅への飲料水供給を迅速に行うため、平常時から仮設管の設置手順や資材・人員の確保を検討する。また、給水ルートや接続方法を事前に整備し、関係機関との連携を強化して円滑な供給体制を構築する。

2 (地籍調査結果に基づくGISの構築)

国土保全・土地利用

【総務課、まち整備課】

- 地籍調査結果を活用し、土地情報を一元管理するためGIS(地理情報システム)を構築する。これにより、災害時の迅速な復旧や都市計画、防災対策に活用できる体制を整備する。構築にあたっては、既存データの精度確認と更新を行い、関係機関との情報共有を可能にする仕組みを導入する。

6 - 5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (文化財施設の適切な維持管理)

- 文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財保護のための災害時対策マニュアルの作成等により、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。

(2) 推進方針

1 (文化財施設の適切な維持管理)

住宅・都市 / 情報通信

【教育委員会】

- 文化財施設を災害から守り利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災・老朽化対策を計画的に実施するとともに、災害時対策マニュアルを作成し、維持管理体制を強化して適切な保護と安全確保を図る。

6 - 6 風評被害等による町内経済への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

1 (適切な情報発信力の強化)

- 災害における被害状況や社会的状況について、適切に情報収集を行い、正確に情報発信し、風評被害を防ぐ必要がある。

2 (発信情報の多言語化)

- 災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化していく必要がある。

(2) 推進方針

1 (適切な情報発信力の強化) 住宅・都市 / 情報通信 E デジタル活用

【総務課】

- 災害時の被害状況や社会的状況を迅速かつ正確に把握するため、情報収集体制を強化するとともに、公式発表や信頼性の高い情報源を活用し、正確な情報をタイムリーに発信することで、風評被害を防止する。

2 (発信情報の多言語化)

行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等 住宅・都市 / 情報通信

A リスクコミュニケーション

【総務課】

- 災害時に多言語で情報提供できる体制を整備するため、翻訳ツールや多言語対応マニュアルを導入し、職員研修を実施する。また、外国人住民向けの情報発信手段を確保し、平常時から関係機関と連携して運用体制を強化する。

第5章 計画の推進

施策の重点化

限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に町全域の強靱化を推進するため、第4次里庄町振興計画（後期基本計画）の内容を踏まえるとともに、国及び県の計画との調和を保ちながら、本町が直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での影響の大きさや緊急度など、表5.1.1重点化の視点を総合的に勘案し、各施策分野の重点化事項を定めていくものとする。

表5.1.1 重点化の視点

効果の大きさ	○ 災害リスクを回避する上での影響・効果の大きさ ・ 対策を講じない場合に、想定される自然災害の発生時において、人命の保護や社会の重要機能の維持等にどの程度重大な影響を及ぼすか等
緊急性・切迫性	○ 災害リスクに対する緊急性・切迫性の度合い ・ 想定される自然災害から人命の保護や社会の重要機能の維持等を図る上で、どの程度、差し迫った災害リスクや対策実施に緊急性があるか等
施策の進捗状況	○ 全国的な水準や目標等に対する進捗の状況 ・ 対策に係る目標（全国的な水準や目標値）等に照らし、どの程度、対策の進捗を図る必要性があるか等
平常時の活用	○ 災害時のみならず、平常時における活用の有効性 ・ 想定される自然災害の発生時のみならず、社会インフラの老朽化対策や地域活性化など、平常時の課題解決にも有効に機能するものか等
国全体の強靱化への貢献	○ 国全体の強靱化に対する貢献の度合い ・ 国の基本計画との関係等、対策が国全体の強靱化にどの程度貢献するか等

施策の推進とPDCAサイクル

（１）計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、「岡山県国土強靱化地域計画」や「第４次里庄町振興計画（後期基本計画）」等の関連計画とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業の計画的な推進を図る。

計画の推進にあたっては、本町各課の連携はもとより、国、県、関係機関、住民等の多様な主体と相互に連携を図ることで、効果的に計画を推進する。

（２）計画の進捗管理

本計画に位置づける個別の施策（別紙 個別事業一覧）は、基本目標及び特に配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連づけられる計画に基づき、優先度を考慮し推進する。

本計画においては、必要に応じて、「第４次里庄町振興計画（後期基本計画）」や地域防災計画などの各種計画で新たに見直された取組を順次追加し、漏れのない強靱化の取組を推進する。強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとする。

本計画の最終年には、個別の施策の取組の成果及び「岡山県国土強靱化地域計画」等の関連計画等の見直し内容を踏まえた計画の改訂を行う。

なお、改訂にあたっては、重要業績指標の実績値と目標値を比較して達成状況の確認を行い、すでに完了した取組の削除、新たな計画期間で進めるべき取組の追加などを検討する。

また、達成状況の確認結果及び、関連計画等の見直し内容をもとに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、「施策分野」、「脆弱性評価」、「強靱化に向けた推進方針」等について改訂を行う。

【別紙】 個別事業一覧（具体的な取組）

96 件の取組を起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別に整理した結果、再掲 47 件を含め計 143 件の取組となった（下表）。リスクシナリオ別の取組は、次頁以降のとおりとなった。

表 リスクシナリオ別取組件数一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)				取組件数	
						うち 再掲	合計
							143 うち再掲 47
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	18	0	34	4
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	8	0		
		1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	10	3		
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生	5	1		
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	5	3	37	12
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	4	0		
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	11	2		
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	8	3		
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	2	0		
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	5	2		
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	3	2		
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	1	0	15	6
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	14	6		
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済や維持への甚大な影響	2	0	15	4
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	3	0		
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響	1	0		
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響	4	3		
		4-5	農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	3	1		
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下	3	0		
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	13	6	33	19
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	2	2		
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	4	2		
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	5	3		
		5-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	9	6		
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	3	2	9	2
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	2	0		
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	2	0		
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	1	0		
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	1	0		
		6-6	風評被害等による町内経済等への甚大な影響	0	0		

(事前に備えるべき目標)

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

(1) 住宅・建築物の耐震化 [農林建設課]

取組	里庄町耐震改修促進計画に基づく住宅・建築物の耐震化の促進や、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗はみられるが、補助制度の拡充や広報活動により、さらに耐震化を推進する必要がある。 【対象地区等】 町内全域		
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標	
○ 町内に存在する住宅・建築物の耐震化率 77%		・ 95% (R12)	
関連計画		里庄町耐震改修促進計画	
実施主体		町	

(2) 住宅・建築物の耐震化 (ブロック塀等の撤去) [農林建設課]

取組	地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び倒壊後の通行の妨げを防ぎ、災害に強いまちづくりを進めるため、ブロック塀等の撤去事業を推進する。 【対象地区等】 町内全域		
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標	
○ ブロック塀等の撤去箇所数 16 か所		・ 30 か所 (R12)	
関連計画		里庄町耐震改修促進計画	
実施主体		町	

(3) 町立学校園の長寿命化促進 [教育委員会]

取組	・ 建築物（建物）の長寿命化の促進、老朽化対策、安全対策 【対象施設等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校の全施設	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○町立学校園の建築物の耐震化率 100%		・ 100% (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(4) 生涯学習施設等の長寿命化促進 [教育委員会]

取組	・ 建築物（建物）の長寿命化の促進、老朽化対策、安全対策 【対象施設等】 東・西公民館、中央公民館（老人福祉センター）、里庄総合文化ホール（フロイデ）、歴史民俗資料館、駅前コミュニティセンター、図書館	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○生涯学習施設等の建築物の耐震化率 57% ○非構造部材の点検・調査 0%		・ 71% (R12) ・ 85% (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(5) スポーツ施設等の長寿命化促進 [教育委員会]

取組	・ 建築物（建物）の長寿命化の促進、老朽化対策、安全対策 【対象施設等】 野球場、弓道場、テニス場、武道館	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○スポーツ施設等の建築物の耐震化及び老朽化対応施設数 0施設		・ 4施設 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(6) 社会福祉施設等の耐震化促進 [教育委員会、総務課]

取組	・ 建築物の耐震化の促進、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策等 【対象地区等】 福社会館、中央公民館（老人福祉センター）	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 社会福祉施設等の建築物の耐震化率 100% ○ 中央公民館及び福社会館の建替え		・ 100% (R12) ・ 1 か所 (R13)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(7) 健康福祉センターの耐震化 [総務課、健康福祉課]

取組	・ 耐震診断及び改修 【対象地区等】 健康福祉センター	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 健康福祉センターの耐震診断件数 0 件		・ 1 件 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(8) 町立学校園の個別施設計画策定 [教育委員会]

取組	・ 建築物（建物）の計画的な維持管理 【対象施設等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校の全施設	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 町立学校園の個別施設計画策定 0 校		・ 5 校 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(9) 生涯学習施設等の個別施設計画策定 [教育委員会]

取組	建築物（建物）の長寿命化の促進、老朽化対策、安全対策 【対象施設等】 東・西公民館、中央公民館（老人福祉センター）、里庄総合文化ホール（フロイデ）、歴史民俗資料館、駅前コミュニティセンター、図書館		
重要業績指標 現 状 （令和7年度実績）		目 標	
○生涯学習施設等の個別施設計画策定 0 施設		7 施設（R12）	
関連計画		第4次里庄町振興計画	
実施主体		町	

(10) スポーツ施設の個別施設計画策定 [教育委員会]

取組	建築物（建物）の長寿命化の促進、老朽化対策、安全対策 【対象施設等】 野球場、弓道場、テニス場、武道館		
重要業績指標 現 状 （令和7年度実績）		目 標	
○スポーツ施設の個別施設計画策定 0 施設		4 施設（R12）	
関連計画		第4次里庄町振興計画	
実施主体		町	

(11) 町立学校園質的環境改善促進 [教育委員会]

取組	各施設における高効率照明への環境改善 【対象施設等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校の全施設		
重要業績指標 現 状 （令和7年度実績）		目 標	
○高効率照明への環境改善施設数 0 施設		5 施設（R12）	
関連計画		第4次里庄町振興計画	
実施主体		町	

(12) 生涯学習施設等質的環境改善促進 [教育委員会]

取組	各施設における高効率照明への環境改善 【対象施設等】 東・西公民館、中央公民館（老人福祉センター）、里庄総合文化ホール（フロイデ）、歴史民俗資料館、駅前コミュニティセンター、図書館	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 高効率照明への環境改善施設数 0 施設		・ 7 施設 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(13) スポーツ施設等質的環境改善促進 [教育委員会]

取組	各施設における高効率照明への環境改善 【対象施設等】 弓道場、武道館	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 高効率照明への環境改善施設数 0 施設		・ 2 施設 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(14) 町営住宅の維持管理 [農林建設課]

取組	町営住宅については老朽化が進んでいるため、代替施設となる民営借家等のストック確保を検討する必要がある。 【対象地区等】 町営住宅 17 棟	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 町営住宅 17 棟の維持管理 1 棟		・ 2 棟 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(15) 施設の耐災害性向上 [教育委員会]

取組	・ 老朽化対策、安全柵等の安全点検及び安全対策等	
	【対象地区等】 町内各コミュニティ公園施設 37 地区	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○老朽化対策に基づく改修率 20%		・ 80% (R12)
関連計画		第4次里庄町振興計画
実施主体		町

(16) 都市公園施設の維持管理 [農林建設課]

取組	災害発生時に避難場所、災害復旧の拠点となる都市公園施設について、災害時に有効に機能するよう、適切な維持管理が必要である。 【対象地区等】 つばきの丘運動公園		
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標	
○都市公園の維持管理 1 か所		・ 1 か所（R12）	
関連計画	-		
実施主体	町		

(17) 大規模盛土造成地調査 [農林建設課]

取組	- 大規模地震時等に地滑りや崩壊により大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、現状の調査を行う必要がある。 - 現地調査を行い、必要な箇所については第二次スクリーニングを実施する。 【対象地区等】 町内 10 か所	
	重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)	目 標
○大規模盛土造成地の現地調査実施割合 100%		100% (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(18) 橋梁の耐震化 [農林建設課]

取組	被災時に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を推進する。 【対象地区等】 大仁子跨道橋(緊急輸送道路上)	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 橋梁の耐震化推進 0 橋		1 橋 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

(1) 消防団の充実強化 [総務課]

取組	- 消防団員数の確保 - 消防機庫の建て替え 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 消防団員数 245 人 ○ 消防機庫の建て替え箇所数 1 か所		268 人 (R12) 3 か所 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(2) 公共施設の防火対策の促進 [教育委員会]

取組	・ スプリンクラーの設置 【対象地区等】 教育施設・社会福祉施設	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○スプリンクラーの設置箇所数 1 か所		・ 14 か所 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校の児童生徒への普及・啓発活動の実施 [教育委員会]

取組	・ 教育カリキュラムや課外活動に防災・減災を取り上げる。避難訓練を実施する。 【対象地区等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○防災・減災を対象にした学習活動の実施回数 2 回		・ 10 回 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(4) 空家の除却対策 [まち整備課・税務課]

取組	・ 除却に対する支援制度の確立 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○除却に対する補助制度の創設 3 件		・ 3 件 (R12)
○固定資産税の減免制度の創設 0 件		・ 1 件 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(5) 初期消火体制の充実 [総務課]

取組	・ 婦人防火クラブによる消火器及び住宅用火災報知器設置の周知 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 婦人防火クラブによる消火器及び住宅用火災報知器設置の周知回数 4 回		・ 5 回 (R12)
関連計画	-	
実施主体	婦人防火クラブ	

(6) 消火栓の整備 [上下水道課]

取組	・ 既設の消火栓の更新及び設置箇所の検討及び拡充 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 消火栓の更新及び新設 43 基		・ 73 基 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(7) 地区防災計画の作成促進 [総務課]

取組	・ 地区防災計画の作成 【対象地区等】 自主防災組織	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 地区防災計画の作成地区数 0 地区		・ 2 地区 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(8) 個別避難計画の作成促進 [総務課]

取組	個別避難計画の作成 【対象地区等】 自主防災組織	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○避難行動要支援者数 32 名		72 名 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

1-3) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(必要な取組)

(1) 河川施設整備の推進 [農林建設課]

取組	過去の水害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗堀及び土砂堆積箇所への対策を実施する。 【対象地区等】 妙見川、井溝川の護岸・土砂撤去	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○護岸整備及び堆積土砂の撤去 2 か所		2 か所 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 農業水利施設の排水機能の確保 [農林建設課]

取組	農業用水路については、排水能力を確保するため、護岸の整備や堆積土砂の撤去を実施する。また、排水機の機能保全を計画的に実施する。 【対象地区等】 水路：町内全域 排水機：里見排水機場、駅東・西排水機場	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
- 水路の整備箇所数 15 か所 - 排水機場の機能保全箇所 0 か所		25 か所 (R12) 1 か所 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進 [総務課]

取組	避難確保計画の作成 【対象地区等】 浜中の国定病院及びニチイケアセンター里庄	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
避難確保計画作成箇所数 2 か所		4 か所 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	要配慮者利用施設	

(4) 内水排除対策の推進 [農林建設課]

取組	雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、水路やポンプ施設の整備や適切な維持管理を行う。 【対象地区等】 排水ポンプ4箇所、池田用水路	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
水路やポンプ施設の維持管理 5 か所		5 か所 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(5) 災害情報伝達システムの強靱化（総務課）

取組	バックアップ回線の確保 【対象地区等】 既存経路以外の回線の確保	
	重要業績指標 現 状 （令和7年度実績）	目 標
	既存経路以外の回線の確保 0 か所	1 か所（R12）
	関連計画	第4次里庄町振興計画
	実施主体	町

(6) 防災重点ため池の安全対策の推進〔農林建設課〕

取組	ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ハザードマップ作成等の減災対策を進める。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う。 【対象地区等】 皿池改修済、R8以降で湯ノ池を予定	
	重要業績指標 現 状 （令和7年度実績）	目 標
	防災重点ため池45か所の改修数 1 か所	2 か所（R12）
	ため池ハザードマップの作成箇所数 42 か所	42 か所（R12）
	関連計画	-
	実施主体	県、町

(7) 田んぼダム等の取組の推進 [農林建設課]

取組	流域治水対策として「田んぼダム」等の取組を推進する。 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○流域治水対策の推進 0件		・ 2件 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(8) 消防団の充実強化 (総務課) 取組内容等は 1-2 (1) に記載

(9) 幼稚園及び小・中学校の児童・生徒への普及・啓発活動の実施 (教育委員会)

取組内容等は 1-2 (3) に記載

(10) 健康福祉センターの耐震化 (総務課、健康福祉課) 取組内容等は 1-1 (7) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

1-4) 大規模な土砂災害 (深層崩壊、土砂・洪水氾濫) 等による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

(1) 配慮が必要な園児、児童、生徒の把握や安否確認・避難誘導に係る体制の構築

[総務課、健康福祉課、教育委員会]

取組	要配慮者についての医療救護活動や避難誘導等を円滑に行うため、各種訓練等を通じ、迅速な緊急時体制を構築する。 【対象地区等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○避難計画の策定数 5 施設		・ 5 施設 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(2) 防災意識の普及啓発 [総務課]

取組	出前講座の実施 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 出前講座の実施回数 13 回 / 年		15 回 / 年 (R12)
関連計画	第 4 次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(3) 自主防災組織の組織率向上 [総務課]

取組	自主防災組織の新規設置 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 自主防災組織の設置地区数 30 地区		37 地区 (R12)
関連計画	第 4 次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(4) タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進 [総務課]

取組	タイムラインの作成 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ タイムラインの作成 1 個		1 個 (R12)
関連計画	第 4 次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(6) 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校の児童・生徒への普及・啓発活動の実施 (教育委員会)

取組内容等は 1-2 (3) に記載

(事前に備えるべき目標)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

2-1) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(必要な取組)

(1) 防災士の育成 [総務課]

取組	・ 資格取得に係る補助 【対象地区等】 住民全員	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ 資格取得に係る補助人数 69 人		・ 75 人 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 受援体制の確立 [総務課]

取組	・ 受援体制の確立 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ 受援計画の策定 100 %		・ (適宜改正を行う)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 地区防災計画の作成促進 (総務課) 取組内容等は 1-2 (7) に記載

(4) 消防団の充実強化 (総務課) 取組内容等は 1-2 (1) に記載

(5) 自主防災組織の組織率向上 (総務課) 取組内容等は 1-4 (3) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(必要な取組)

(1) 災害時要配慮者個別支援計画の策定 [健康福祉課]

取組	・ 個別計画の策定 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ 災害時要配慮者個別支援計画の策定件数 35 件		・ 50 件 (R12)
関連計画	里庄町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) 浅口医師会との連携 [健康福祉課]

取組	・ 協定に基づく連携訓練の実施 【対象地区等】 浅口医師会	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ 協定に基づく連携訓練の実施回数 0 回		・ 3 回 (R12)
関連計画	里庄町地域防災計画	
実施主体	町	

(3) 福祉避難所の指定拡大 [総務課、健康福祉課]

取組	・ 福祉避難所の指定 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ 福祉避難所の指定箇所数 3 か所		・ 4 か所 (R12)
関連計画	里庄町地域防災計画	
実施主体	町	

(4) 早期の道路啓開 [農林建設課]

取組	災害時における救助・救急、医療活動と連携した啓開ルートの設定について、検討を行う。 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 啓開ルートの設定検討 20%		100% (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(必要な取組)

(1) 避難所運営マニュアルの作成 [総務課]

取組	避難所運営マニュアルの作成 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 避難所運営マニュアルの作成 100%		(適宜改正を行う)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 幼稚園及び小学校における洋式トイレの改修促進 [教育委員会]

取組	洋式トイレの設置 【対象地区等】 東・西幼稚園、東・西小学校	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○洋式化改修校数 1 校		2 校 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 生涯学習施設等における洋式トイレの改修促進 [教育委員会]

取組	洋式トイレの設置 【対象施設等】 東・西公民館、里庄総合文化ホール（フロイデ）、歴史民俗資料館、駅前コミュニティセンター、図書館	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○洋式化改修校数 0 施設		6 施設 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(4) スポーツ施設等における洋式トイレの改修促進 [教育委員会]

取組	洋式トイレの設置 【対象施設等】 弓道場、テニス場、武道館	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○洋式化改修校数 0 施設		3 施設 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(5) マンホールトイレ保有台数の拡大 [総務課]

取組	マンホールトイレの購入 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○マンホールトイレの保有数 2 基		10 基 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(6) 物資備蓄の推進 [総務課]

取組	非常食の確保 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○非常食の確保数 5,900 食		6,500 食 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(7) 物資備蓄の拡大 [総務課]

取組	おむつ・生理用品の確保 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○おむつ・生理用品の確保数 687 枚		各 1,000 枚 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(8) 予防接種の推進 [健康福祉課]

取組	法律によって接種が義務づけられている予防接種の実施率 100% を維持する。 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 予防接種の実施率 100%		100% (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(9) 避難所における感染症対策の推進 [総務課]

取組	パーティション等防災用マルチテント等の購入 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ パーティション等の購入数 63 個		100 個 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(10) 防災意識の普及啓発 (指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等) (総務課)

取組内容等は 1-4 (2) に記載

(11) 浅口医師会との連携 (健康福祉課) 取組内容等は 2-2 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(必要な取組)

(1) 生活必需品の個人備蓄等の促進 [総務課]

取組	・ 出前講座による周知 【対象地区等】 町内全域		
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標	
○ 出前講座の実施回数 13 回		・ 15 回 (R12)	
関連計画		第4次里庄町振興計画	
実施主体		町	

(2) 支援物資物流体制の推進 [総務課]

取組	・ 民間企業との協定締結 【対象地区等】 全国の支援物資取扱事業者		
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標	
○ 民間企業との協定締結数 2 社		・ 4 社 (R12)	
関連計画		-	
実施主体		町	

(3) 燃料供給体制の推進 [総務課]

取組	・ 燃料供給事業者との協定締結 【対象地区等】 町内の燃料供給事業者		
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標	
○ 燃料供給事業者との協定締結数 0 社		・ 2 社 (R12)	
関連計画		-	
実施主体		町	

(4) 基幹管路の計画的耐震化の促進 [上下水道課]

取組	地震発生時に基幹管路の被害を軽減し、早期に断水状態から復旧させるため、町公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、配水本管の耐震管への布設替えを進める。 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)	目 標
	○水道の配水本管の耐震管布設率 30.4%	35.9% (R12)
	関連計画	第4次里庄町振興計画
	実施主体	町

(5) 道路交通の確保 [農林建設課]

取組	災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道や林道の適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。 【対象地区等】 林道: 6路線、農道: 2路線	
	重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)	目 標
	○町内の農道及び林道の維持管理 8路線	8路線 (R12)
	関連計画	-
	実施主体	町

(6) 早期の道路啓開 [農林建設課] 取組内容等は 2-2 (4) に記載

(7) 物資備蓄の推進 (総務課) 取組内容等は 2-3 (6) に記載

(8) 物資備蓄の拡大 (総務課) 取組内容等は 2-3 (7) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(必要な取組)

(1) 帰宅困難者対策の推進 [総務課]

取組	・ 公共施設等での受入想定を地域防災計画に記載する。 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ 帰宅困難者の受入施設数 0 施設		・ 1 施設 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 学校園への長期滞在対策の検討 [教育委員会]

取組	・ 学校園における B C P の策定 ・ 授業再開のための指標の作成 【対象地区等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ B C P 策定校数 3 校		・ 3 校 (R12)
関連計画	第 4 次里庄町振興計画	
実施主体	幼稚園、小学校、中学校	

(起きてはならない最悪の事態)

2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(必要な取組)

(1) ドローンを活用した情報収集 [総務課]

取組	・ ドローン操縦者の養成 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ドローン操縦者の養成 0 人		・ 2 人 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 戸別受信機の設置 [総務課]

取組	・ 戸別受信機の設置 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○戸別受信機の設置率 50%		・ 70% (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(3) スマホアプリの導入 [総務課]

取組	・ スマホアプリの導入 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○スマホアプリの導入数 2,365 件		・ 5,000 件 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(4) 早期の道路啓開 (農林建設課)

取組内容等は 2-2(4) に記載

(5) 道路交通の確保 (農林建設課)

取組内容等は 2-4(5) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(必要な取組)

(1) 下水道施設の耐震化の推進等 [上下水道課]

取組	・ 下水道管布設当初から行っている管渠耐震化（液状化対策）を引き続き実施 【対象地区等】 下水道認可区域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○下水道管の管渠耐震化率 既に、新設下水道管の布設については耐震化（液状化対策）を行っているので、継続的に実施。 100%		・ 100% (R12)
関連計画		里庄町地域防災計画
実施主体		町

(2) 予防接種の推進（健康福祉課） 取組内容等は 2-3(8)に記載

(3) 避難所における感染症対策の推進（総務課） 取組内容等は 2-3(9)に記載

(事前に備えるべき目標)

3 必要不可欠な行政機能を確保する

(起きてはならない最悪の事態)

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(必要な取組)

(1) 自主防犯活動の維持 [企画商工課]

取組	・ 青色防犯パトロールの継続実施 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○青色防犯パトロール実施回数 年 22 回		・ 年 23 回 (R12)
関連計画		-
実施主体		県警察・町

(起きてはならない最悪の事態)

3-2) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(必要な取組)

(1) 国土強靱化地域計画の策定 [総務課]

取組	・ 国土強靱化地域計画の策定及びフォローアップ調査の実施 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 計画の策定数 100%		・ 100% (R12 年度) ・ フォローアップ 5 回 (適宜改正が必要なため継続)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 里庄町業務継続計画の継続的な見直し [総務課]

取組	・ 里庄町業務継続計画の見直し 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 里庄町業務継続計画の見直し回数 0 回		・ 2 回 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 上下水道災害等緊急時対策マニュアルの継続的な見直し [上下水道課]

取組	・ 災害時に計画的な応急給水の実施や通常給水の早期回復等の応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、災害対策を適切に行う。 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 上下水道災害等緊急時対策マニュアルの見直し回数 0 回		・ 2 回 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(4) 下水道 BCP の継続的な見直し [上下水道課]

取組	既に策定している下水道 B C P の継続的な見直し 【対象地区等】 下水道供用開始区域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○下水道 B C P の見直し回数 2 回		2 回 (R12) (適宜見直しのため継続)
関連計画	-	
実施主体	町	

(5) 災害時の業務継続体制の確保 [全課]

取組	所管施設及び職員の被災が生じた場合も業務を継続できる体制、対策を検討する。 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○町の業務継続計画の継続見直し 0 回		2 回 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町	

(6) 他市町村との連携強化 [総務課]

取組	広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結件数 0 件		2 件 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(7) 災害対応業務を遂行できる職員の育成 [総務課]

取組	適切な人事及び行政改革の推進 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
課設置条例の見直し検討回数 0 回		1 回 (R12)
関連計画	里庄町行政改革大綱、里庄町行政改革実施計画	
実施主体	町	

(8) 職員初動マニュアルの策定 [総務課]

取組	職員初動マニュアルの改訂 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
職員初動マニュアルの改訂 100 %		100% (R12) (適宜改正が必要であるため継続)
関連計画	里庄町地域防災計画	
実施主体	町	

- (9) 健康福祉センターの耐震化 (総務課・健康福祉課) 取組内容等は 1-1 (6) に記載
 (10) 戸別受信機の設置 (総務課) 取組内容等は 2-6 (2) に記載
 (11) スマホアプリの導入 (総務課) 取組内容等は 2-6 (3) に記載
 (12) 地区防災計画の作成促進 (総務課) 取組内容等は 1-2 (7) に記載
 (13) 防災士の育成 (総務課) 取組内容等は 2-1 (1) に記載
 (14) 受援体制の確立 (総務課) 取組内容等は 2-1 (2) に記載

(事前に備えるべき目標)

4 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済や維持への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 災害対応等に係る補助金・金融支援等の周知 [企画商工課]

取組	・ 町の各種広報媒体及び商工会報等により国・県・町の支援事業の周知を図る 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○町の各種広報媒体及び商工会報等での支援メニューの掲載回数 0 回		・ 2 回 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(必要な取組)

(2) 町内中小企業の中小企業 BCP 計画の策定支援 [企画商工課]

取組	・ 商工会等の支援機関と連携し、町内中小企業の BCP 計画作成を支援する 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○町内中小企業の BCP 作成件数 1 件		・ 5 件 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町・支援機関	

(起きてはならない最悪の事態)

4-2) 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(必要な取組)

(1) 有害物質対策の強化 [総務課・町民課]

取組	・ 防護服の備蓄及び防護服取扱事業者との災害時応援協定締結 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 防護服の備蓄数 28 着 ○ 災害時応援協定の締結数 0 件		・ 備蓄 : 50 着 ・ 協定 : 1 件 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 要管理物・有害物質への対応 [町民課]

取組	・ 業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進する 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 引取ルート数 0 ルート		・ 2 ルート (R12)
関連計画	里庄町災害廃棄物処理計画	
実施主体	町、指定取引先	

(3) **P C B** 早期処理のための対策 [町民課、教育委員会]

取組	・ P C B 特措法で定める処理期限までに保管されている P C B 廃棄物の全量処理を確実に進めつつ、処理期限後に新たに低濃度 P C B 廃棄物となるものについても、廃棄物となった後に速やかな処理を推進する。 【対象地区等】 低濃度 P C B の廃棄処分（福祉会館・東公民館・東小学校・西小学校） 検討（R 9 . 1 . 31 まで）	
重要業績指標 現 状 （令和 7 年度実績）		目 標
○ 対象の教育施設 4 施設		・ 4 施設（R12）
関連計画	里庄町災害廃棄物処理計画	
実施主体	町	

（起きてはならない最悪の事態）

4-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

（必要な取組）

(1) 災害時の個人資産の保全 [総務課]

取組	・ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士との協定締結 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 （令和 7 年度実績）		目 標
○ 土業との協定締結数 4 件		・ -（R12） （事業は継続する）
関連計画	-	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 支援物資物流体制の推進 [総務課]

取組	・ 1次及び2次物資保管庫の確保 【対象地区等】 民間企業の倉庫		
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標	
○ 物資保管庫の確保数 0 か所		・ 1 か所 (R12)	
関連計画		-	
実施主体		町	

(2) 物資備蓄の推進 (総務課) 取組内容等は 2-3 (6) に記載

(3) 物資備蓄の拡大 (総務課) 取組内容等は 2-3 (7) に記載

(4) 生活必需品の個人備蓄等の促進 (総務課) 取組内容等は 2-4 (1) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

4-5) 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 農業水利施設の保全 [農林建設課]

取組	・ 農業水利施設の機能保全を計画的に実施する。 【対象地区等】 町内全域		
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標	
○ 農業水利施設の機能保全 2 か所		・ 3 か所 (R12)	
関連計画		-	
実施主体		町	

(2) 渇水対策及び災害時における用水供給の確保 [農林建設課]

取組	「渇水対応タイムライン」の作成を推進する。 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
「渇水対応タイムライン」の作成 0 か所		0 か所 (R12)
関連計画		-

(3) 防災重点ため池の安全対策の推進 (農林建設課) 取組内容等は 1-3 (6) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

4-6) 農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下

(必要な取組)

(1) 危険木の伐採 [農林建設課]

取組	倒木の可能性がある危険木等の伐採を計画的に行う。 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
現地調査回数 1 回 / 年		1 回 / 年 (R12)
危険木の伐採回数 1 回 / 年		1 回 / 年 (R12)
関連計画		第4次里庄町振興計画
実施主体		町

(2) 有害鳥獣の駆除への補助 [農林建設課]

取組	有害鳥獣の駆除捕獲に対する補助を実施する。 【対象地区等】 町内全域
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)	目 標
イノシシ捕獲頭数 78 頭(非狩猟期)	100 頭(非狩猟期) (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画
実施主体	町

(3) 有害鳥獣の被害防除補助 [農林建設課]

取組	防護柵の設置に対する補助を実施する。 【対象地区等】 町内全域
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)	目 標
補助件数 37 件	52 件 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画
実施主体	町

(事前に備えるべき目標)

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態)

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(必要な取組)

(1) 指定避難所への太陽光発電装置の設置 [総務課・教育委員会]

取組	・ 太陽光発電装置及び蓄電池の設置 【対象地区等】 東・西公民館	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ 指定避難所への太陽光発電装置の 設置施設数 4 か所		・ 6 か所 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善 [総務課]

取組	・ 庁舎の非常用電源の維持 【対象地区等】 役場庁舎	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ 非常用電源の維持箇所数 1 か所		・ 1 か所 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 通信関連施設及び備品の対災害性向上 [総務課]

取組	・ サーバの耐震化及びデータセンターの活用 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ サーバの耐震化率 100% ○ データセンターの活用 1 か所		・ 100% (R12) ・ 1 か所 (R12)
関連計画		-
実施主体		町

(4) スマート自治体への体制整備 [総務課]

取組	・ 行政手続きの電子化 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 行政手続きの電子化事業数 32 事業		・ 47 事業 (R12)
関連計画		第4次里庄町振興計画
実施主体		町

(5) 災害時における公衆無線LAN環境の確保 [総務課・教育委員会]

取組	・ 指定避難所におけるWi-Fi環境の構築 【対象地区等】 東・西公民館、中央公民館（老人福祉センター）、里庄総合文化ホール（フロイデ）、歴史民俗資料館、駅前コミュニティセンター、図書館	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ Wi-Fi環境を構築する指定避難所数 5 か所		・ 14 か所 (R12)
関連計画		-
実施主体		町

(6) 災害情報伝達システムの構築 [総務課]

取組	ワンオペレーションによる複数媒体への情報伝達 【対象地区等】 緊急速報メール、登録制メール、ホームページ、分館放送、戸別受信機、スマホアプリ	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
ワンオペレーションとする情報伝達媒体数 3 媒体		6 媒体 (R12)
関連計画		-
実施主体		町

(7) 障がい者への円滑な情報伝達対策等の促進 [総務課・健康福祉課]

取組	聴覚障がい者宅への戸別受信機及びパトランプの設置 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
聴覚障がい者宅への戸別受信機及びパトランプの設置数 0 個		30 個 (R12)
関連計画		-
実施主体		町

(8) 地区防災計画の作成促進 (総務課) 取組内容等は 1-2 (7) に記載

(9) 災害時要配慮者個別支援計画の策定 (健康福祉課) 取組内容等は 2-2 (1) に記載

(10) 浅口医師会との連携 (健康福祉課) 取組内容等は 2-2 (2) に記載

(11) 戸別受信機の設置 (総務課) 取組内容等は 2-6 (2) に記載

(12) スマホアプリの導入 (総務課) 取組内容等は 2-6 (3) に記載

(13) 防災意識の普及啓発 取組内容等は 1-2 (3) (教育委員会)、1-4 (2) (総務課) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

5-2) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

(必要な取組)

- (1) 早期の道路啓開(農林建設課) 取組内容等は 2-2(4)に記載
- (2) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善(総務課)
取組内容等は 5-1(2)に記載

(起きてはならない最悪の事態)

5-3) 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(必要な取組)

(1) 電源車派遣及び災害時燃料供給施設の登録[総務課]

取組	・ 電源車派遣及び災害時燃料供給施設の登録 【対象地区等】 電源車派遣施設・・・指定避難所 災害時燃料供給施設・・・里庄総合文化ホール「フロイデ」	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○電源車派遣施設の登録及び災害時 燃料供給施設の登録箇所数 0 か所		・ 14 か所(R12)
関連計画		-
実施主体		町

(2) ガソリン、灯油等の確保対策[総務課]

取組	・ 町内燃料供給事業者との災害時応援協定の締結 【対象地区等】 ガソリンスタンド等	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○町内燃料供給事業者との災害時 応援協定の締結箇所数 0 か所		・ 3 か所(R12)
関連計画		-
実施主体		町

- (3) 指定避難所への太陽光発電装置の設置(総務課・教育委員会) 取組内容等は 5-1(1)に記載
- (4) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善(総務課)
取組内容等は 5-1(2)に記載

(起きてはならない最悪の事態)

5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(必要な取組)

(1) スtockマネジメント計画の策定及び更新工事の実施 [上下水道課]

取組	・ スtockマネジメント計画の策定 【対象地区等】 下水道供用開始区域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ スtockマネジメント計画の策定率 100%		・ 100% (R12) (適宜見直しのため継続)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 合併処理浄化槽の設置促進 [上下水道課]

取組	・ 合併処理浄化槽の設置促進 【対象地区等】 下水道認可区域以外の区域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
○ 合併処理浄化槽の設置箇所数 R 8 ~ R12 までに 70 基分の設置 整備補助金を交付 10 基		・ 70 基 (R12)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 基幹管路の計画的耐震化の促進 (上下水道課)

(4) 下水道施設の耐震化の推進等 (上下水道課)

(5) 下水道 B C P の継続的な見直し (上下水道課)

取組内容等は 2-4 (4) に記載

取組内容等は 2-7 (1) に記載

取組内容等は 3-2 (4) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

5-5) 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 道路ネットワークの維持管理 [農林建設課]

取組	- 道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険箇所を解消するとともに、必要に応じて災害時応援協定締結機関に協力を求め、迅速な道路啓開に努める必要がある。 【対象地区等】 大東～古井(清水付近法面) - 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道や農林道等の管理者が連携して、適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)	目 標
○道路法面等の落石・崩土防止等の実施		
0 か所		・ 1 か所 (R12)
関連計画		-
実施主体		国、県、町

(2) 橋梁等の長寿命化 [農林建設課]

取組	橋梁等については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検・補修を実施することで長寿命化を図っており、引き続き予防保全の維持管理を推進する。 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)	目 標
○橋梁点検及び補修の実施 5年に一度、橋梁等の点検を行い、橋梁の健全度が 判定の橋梁等について、次回の点検までに補修を行う		
点検：80 橋 補修：5 橋		・ 点検：82 橋 補修：6 橋 (R12)
関連計画		-
実施主体		町

(3) 道路交通基盤の整備 [農林建設課]

取組	・ 災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路整備等促進事業を推進。 【対象地区等】 町内全域	
	・ 道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止等を効率的・効果的に行う。 【対象地区等】 町内全域	
	・ 国・県道における緊急輸送道路等の代替路として幹線道路の整備を進める。 【対象地区等】 町道里見 716 号線ほか	
重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)		目 標
○ 狭あい道路整備等促進事業の実施 44 路線		・ 54 路線 (R12)
○ 道路法面等の落石・崩土防止等の実施 0 か所		・ 1 か所 (R12)
○ 町道の整備 1 路線		・ 1 路線 (R12)
関連計画		-
実施主体		町

- (4) 住宅・建築物の耐震化（ブロック塀等の撤去）（農林建設課） 取組内容等は 1-1（2）に記載
- (5) 健康福祉センターの耐震化（総務課、健康福祉課） 取組内容等は 1-1（7）に記載
- (6) 橋梁の耐震化（農林建設課） 取組内容等は 1-1（18）に記載
- (7) 河川施設の整備（農林建設課） 取組内容等は 1-3（1）に記載
- (8) 災害情報伝達システムの強靱化（総務課） 取組内容等は 1-3（5）に記載
- (9) 防災重点ため池の安全対策の推進（農林建設課） 取組内容等は 1-3（6）に記載

(事前に備えるべき目標)

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態)

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(必要な取組)

(1) 民間事業者等との連携強化 [総務課]

取組	・ 災害時応援協定の締結 【対象地区等】 民間事業者（NPO等の非営利法人を含む）		
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標	
○災害時応援協定の締結件数 39 件		・ 60 件 (R12)	
関連計画		第4次里庄町復興計画	
実施主体		町	

(2) 他市町村との連携強化 (総務課) 取組内容等は 3-2(6) に記載

(3) 災害時の個人資産の保全 (総務課) 取組内容等は 4-3(1) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(必要な取組)

(1) 災害救援専門ボランティアの登録推進、スキルアップ [健康福祉課]

取組	・ 制度の周知及び登録者の養成 【対象地区等】 -		
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標	
○ボランティア参加者数 13 人		・ 350 人 (R12)	
関連計画		第4次里庄町復興計画	
実施主体		町、町社会福祉協議会	

(2) 災害ボランティアの養成 [健康福祉課]

取組	災害ボランティア養成講座の実施 【対象地区等】 住民	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
災害ボランティア養成講座の年間実施回数 1 回 / 年		1 回 / 年 (R12)
関連計画	第4次里庄町振興計画	
実施主体	町、町社会福祉協議会	

(起きてはならない最悪の事態)

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組)

(1) 災害廃棄物仮置場の選定・確保 [町民課]

取組	一次仮置場の設置(二次仮置場は設置しないことを基本とする) 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)		目 標
災害廃棄物仮置場の選定数 必要面積 0.3 ha ~ 0.5ha 0 か所		1 か所 (R12)
関連計画	里庄町災害廃棄物処理計画	
実施主体	町、岡山県西部衛生施設組合、県	

(2) 災害廃棄物の処理 [町民課]

取組	災害廃棄物の分別、中間処理、最終処分、再資源化 【対象地区等】 町内全域
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)	目 標
災害廃棄物処理可能量の確保 【目標とする処理量】 可燃物（焼却） : 1.65t/日 不燃物（埋立処分） : 1.65t/日 コンクリートがら（資源化） : 4.76t/日 金属（資源化） : 0.60t/日 柱角材（資源化） : 0.49t/日 0 %	100% (R12)
関連計画	里庄町災害廃棄物処理計画
実施主体	町、一部事務組合、県

(起きてはならない最悪の事態)

6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組)

(1) 被災地での仮設住宅等への飲料水供給 [上下水道課]

取組	仮設住宅等への仮設管の設置及び水道水供給 【対象地区等】 仮設住宅等
重要業績指標 現 状 (令和7年度実績)	目 標
給水設備の確保 300m (ポリエチレンパイプ Φ20 ~ Φ50)	300m (ポリエチレンパイプ Φ20 ~ Φ50) (R12)
関連計画	-
実施主体	町

(起きてはならない最悪の事態)

6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(必要な取組)

(1) 文化財保護のための災害時対策マニュアルの作成 [教育委員会]

取組	・ マニュアルの作成、マニュアルの遂行準備 【対象地区等】 歴史民俗資料館 仁科芳雄博士生家 町指定文化財	
	重要業績指標 現 状 (令和 7 年度実績)	目 標
	○ マニュアル作成進捗度 0 %	・ 100% (R12)
	関連計画	第 4 次里庄町振興計画
	実施主体	町